

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年(2024)年 5月 31日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市長府港町14-1
氏 名 株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
所長 小村 尚也
電話番号 083-246-1213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
事業場の所在地	下関市長府港町14番1号
計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	非鉄金属製造業[2730]
②事業の規模	製造製品出荷額：1200億円
③従業員数	1192人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	⑧別紙 廃棄物処理フローのとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

⑦別紙 管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃アルカリの減量化 ・廃プラ排出責任部署の明確化 ・廃プラ、木くず削減活動の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃アルカリの減量化継続 ・廃プラ排出責任部署の明確化継続 ・廃プラ、木くず削減活動の実施継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 所内分別ルールの徹底（軟プラ・硬プラ）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 所内分別ルールの徹底（軟プラ・硬プラ）継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(令和6年度計画)

別紙1-1

多量排出事業者 名称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	非鉄金属製造業
------------	------------------	----------	-----	-------	---------

(単位：トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海上投棄を 行う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用率への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	燃え殻	0	0							0	0	0	0	0	0	0	0		
産業廃棄物	汚泥	1,432	1,361							1,432	1,361	1,364	1,295	1,261	1,198				
	廃油	493	468							493	468	493	468	409	388				
	廃酸	0	0							0	0	0	0	0	0				
	廃アルカリ	108	103							108	103	108	103	108	103				
	廃プラスチック類	145	137							145	137	46	44	135	128				
	紙くず	0								0	0		0	0	0				
	木くず	687	652							687	652	687	652	687	652				
	繊維くず	0								0	0		0	0	0				
	動植物性残さ	0								0	0		0	0	0				
	動物系固形不要物	0								0	0		0	0	0				
	ゴムくず	0								0	0		0	0	0				
	金属くず	0	0							0	0	0	0	0	0				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	336	319							330	313	336	319	330	313				
	鋳さい	438	416							438	416	0	0	438	416				
	がれき類	0	0							0	0	0	0	0	0				
	動物のふん尿	0	0							0	0	0	0	0	0				
	動物の死体	0	0							0	0	0	0	0	0				
	ばいじん	0	0							0	0	0	0	0	0				
	13号廃棄物	0	0							0	0	0	0	0	0				
	計 (A)	3,638	3,456	0	0	0	0	0	0	3,632	3,450	3,033	2,882	3,368	3,199	0	0	0	0

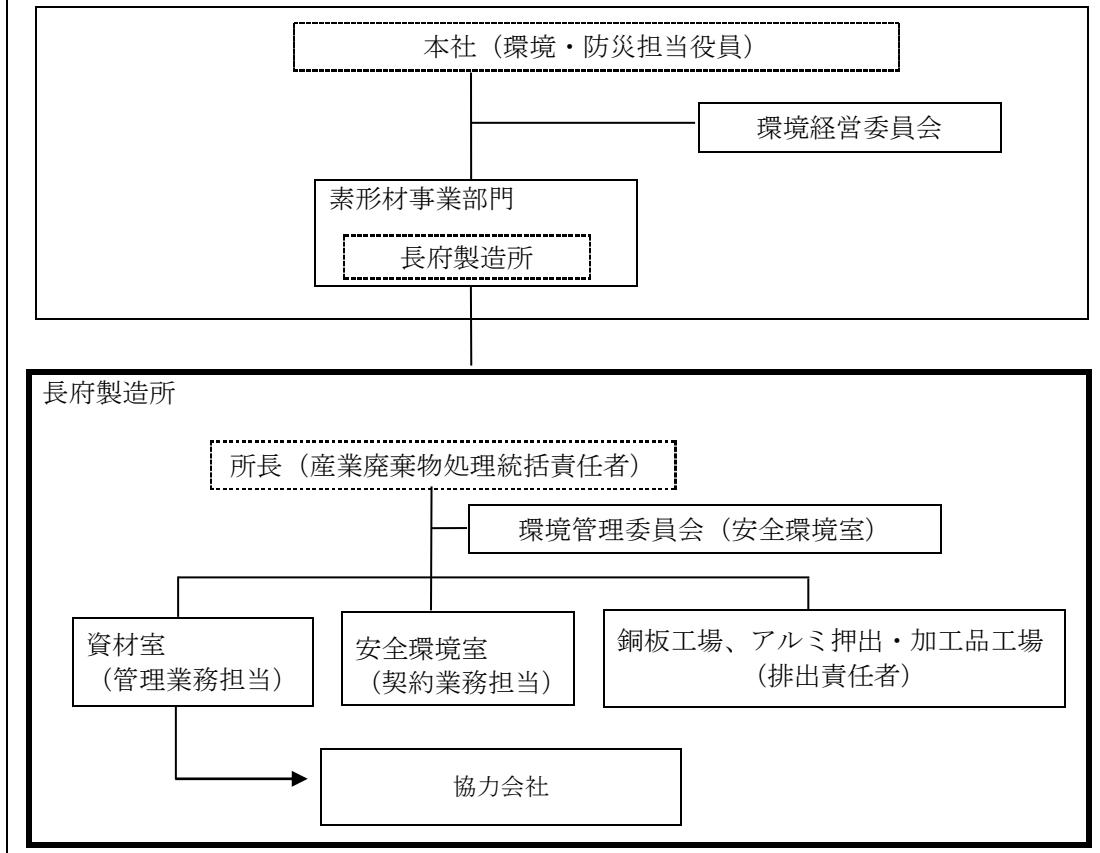
別紙

産業廃棄物管理体制

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：長府製造所 職・氏名：所長 小村 尚也
廃棄物担当室	廃棄物管理業務 : 資材室（含むSKSS） 委託契約業務 : 安全環境室
役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－所長 ・委員－関連部署部室長 ・事務局－安全環境室長
	○廃棄物処理に関する各種重要事項の決定、承認
	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 その他関係する事項 ○製造所の廃棄物管理規程の策定・改廃

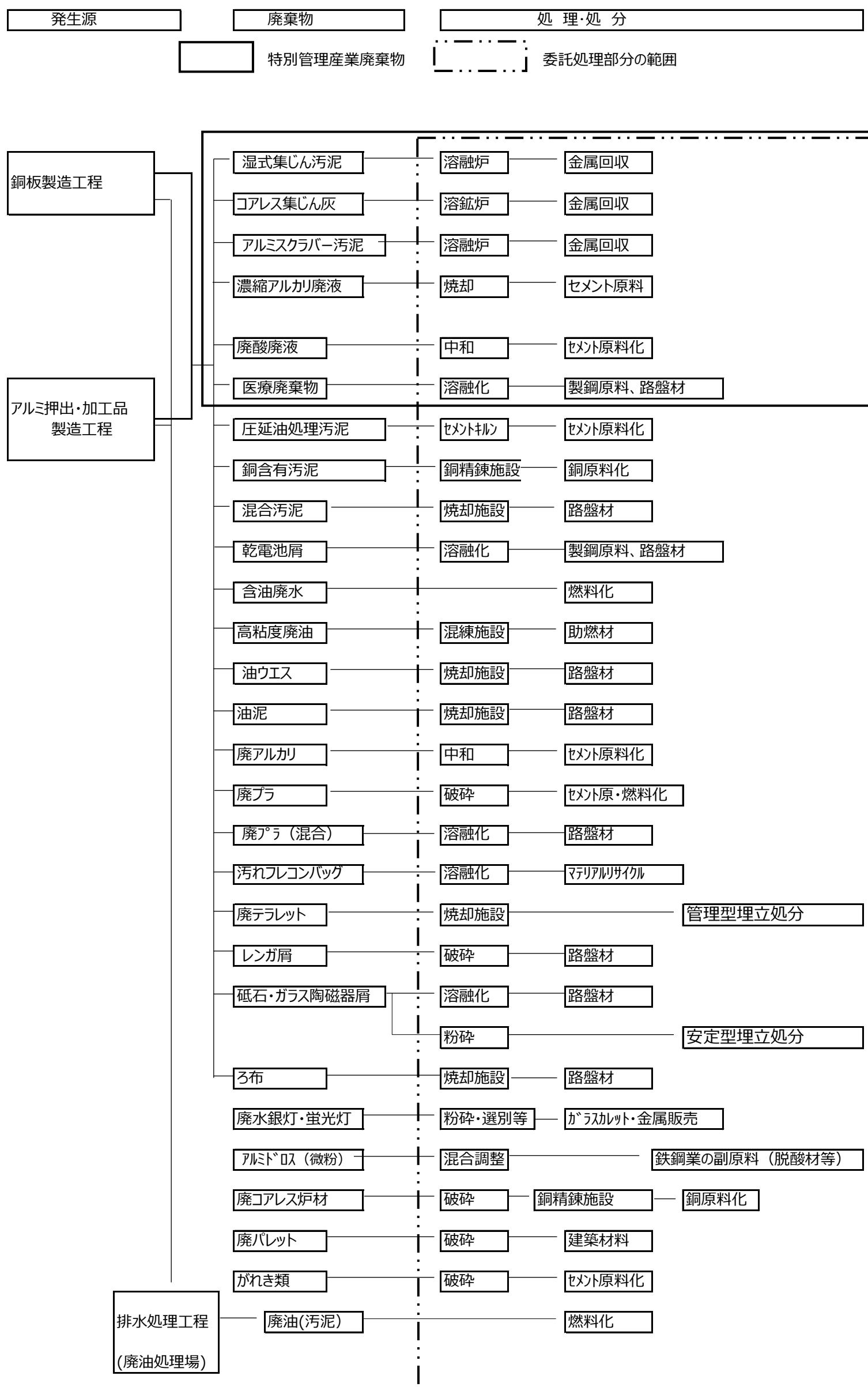
廃棄物管理体制組織



別紙

主な廃棄物の処理フロー図

⑧別紙 産業廃棄物処理フロー



様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年(2024)年 5月 31日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市長府港町14番1号
氏 名 株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
所 長 小村 尚也

電話番号 083-246-1213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
事業場の所在地	下関市長府港町14番1号
事業の種類	非鉄金属製造業[2730]
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3456 t	全処理委託量	3456 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	2881 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3200 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和5年度実績)

多量排出事業者 名 称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	非鉄金属製造業
-------------	------------------	----------	-----	-------	---------

別紙1-3

区分	種類	①排出量	計画の実施状況												⑩⑪のうち再生利用した量	⑫自ら直接再生素材又は海洋投入処分した量	⑬自ら中間処理した量	⑭自ら中間処理を行った量	⑮自ら中間処理により減量した量	⑯自ら中間処理した後、再生利用した量	⑰産業廃棄物処理委託量	⑱⑲のうち再生利用業者への処理委託量	⑳⑳のうち中間処理業者への処理委託量	㉑㉑のうち最終処分業者への処理委託量	㉒㉒のうち優良認定処理業者への処理委託量	㉓㉓のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉔㉔のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉕㉕のうち熱回収認定業者への処理委託量
			②自ら直接再生利用した量	③自ら直接処理した量	④自ら中間処理した量	⑤自ら中間処理を行った量	⑥自ら中間処理により減量した量	⑦自ら中間処理した後、再生利用した量	⑧自ら中間処理した後、再生利用した量	⑨自ら中間処理した後、再生利用した量	⑩自ら中間処理した後、再生利用した量	⑪自ら中間処理した後、再生利用した量	⑫自ら中間処理した後、再生利用した量	⑬自ら中間処理した後、再生利用した量	⑰産業廃棄物処理委託量	⑱⑲のうち再生利用業者への処理委託量	⑳⑳のうち中間処理業者への処理委託量	㉑㉑のうち最終処分業者への処理委託量	㉒㉒のうち優良認定処理業者への処理委託量	㉓㉓のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉔㉔のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉕㉕のうち熱回収認定業者への処理委託量						
産業廃棄物	燃え殻	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	汚泥	1,432													1,432	1,261	0	1,261	0	0	0	171	0	171	1,364			
	废油	493													493	409	0	409	0	0	0	84	0	84	493			
	硫酸	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	废アルカリ	108													108	108	0	108	0	0	0	0	0	0	108			
	废プラスチック類	145													145	135	17	118	0	0	0	9	0	9	46			
	紙くず	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	木くず	687													687	687	0	687	0	0	0	0	0	0	687			
	繊維くず	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	動植物性残さ	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
農業廃棄物	動物系固形不要物	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ゴムくず	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	金属くず	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	336													336	330	9	321	0	0	0	6	0	6	336			
	鉛さい	438													438	438	0	438	0	0	0	0	0	0	0			
	がれき類	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	動物のふん尿	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	動物の死体	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ばいじん	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	13号廃棄物	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計 (A)		3,638	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,638	3,368	26	3,342	0	0	0	270	0	270	3,033	0	0		

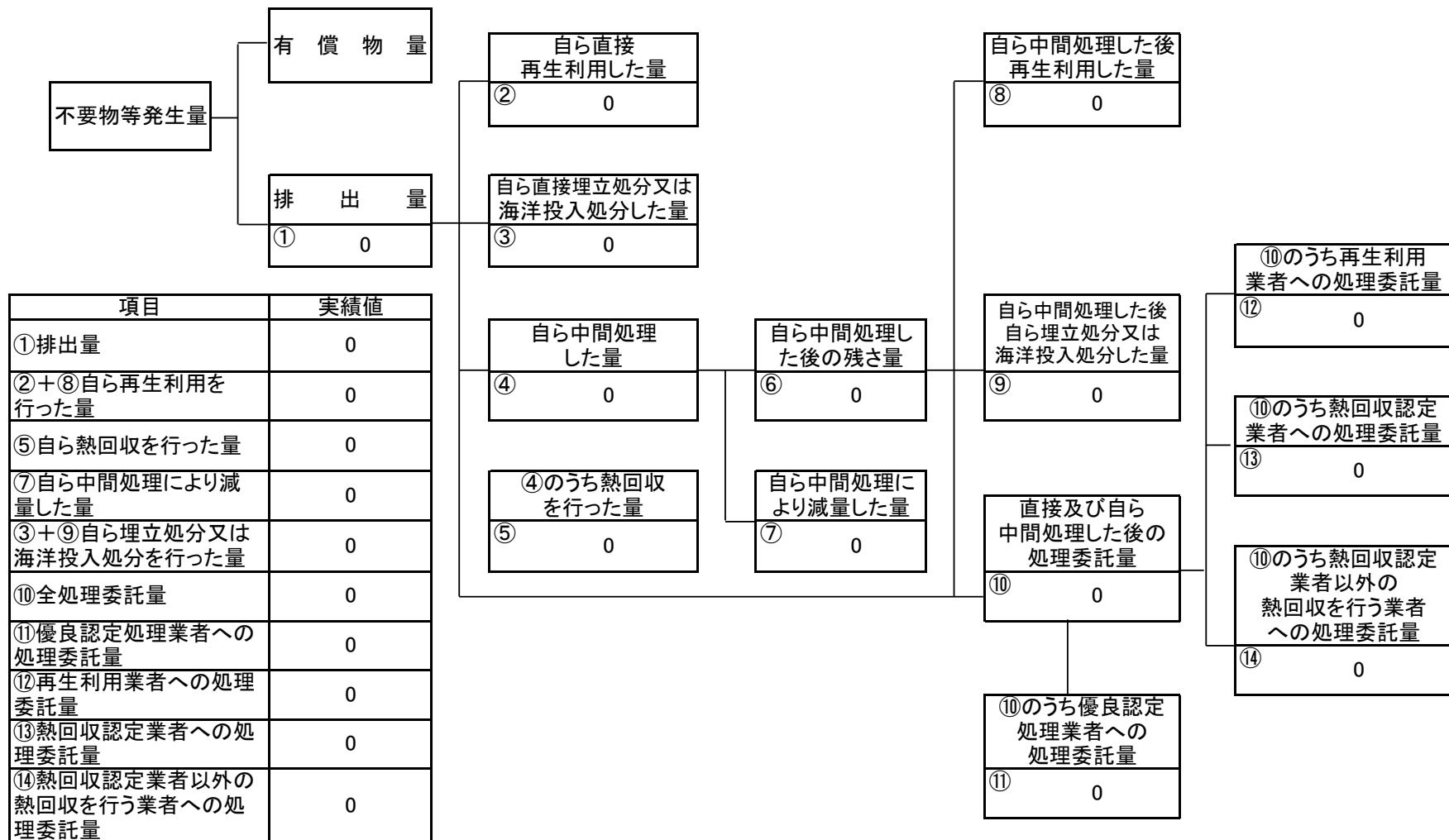
実績								
①排出量	②+③自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理又は海上投入処分を行った量	⑨自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪委託認定処理委託者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,432	0	0	0	0	1,432	1,364	1,261	0
493	0	0	0	0	493	493	409	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
108	0	0	0	0	108	108	108	0
145	0	0	0	0	145	46	135	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
687	0	0	0	0	687	687	687	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
336	0	0	0	0	336	336	330	0
438	0	0	0	0	438	0	438	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,638	0	0	0	0	3,638	3,033	3,368	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻)

)

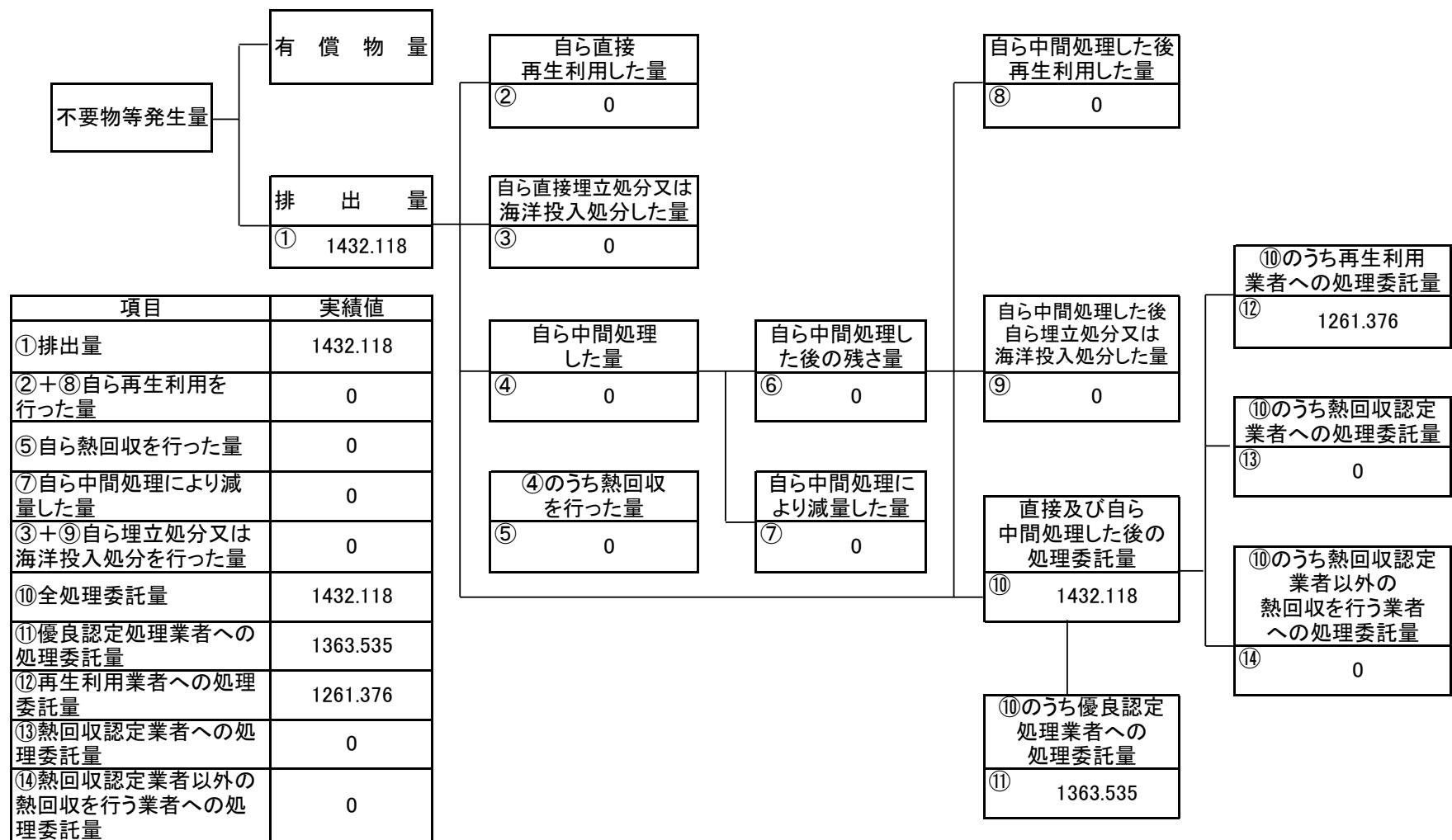
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

)

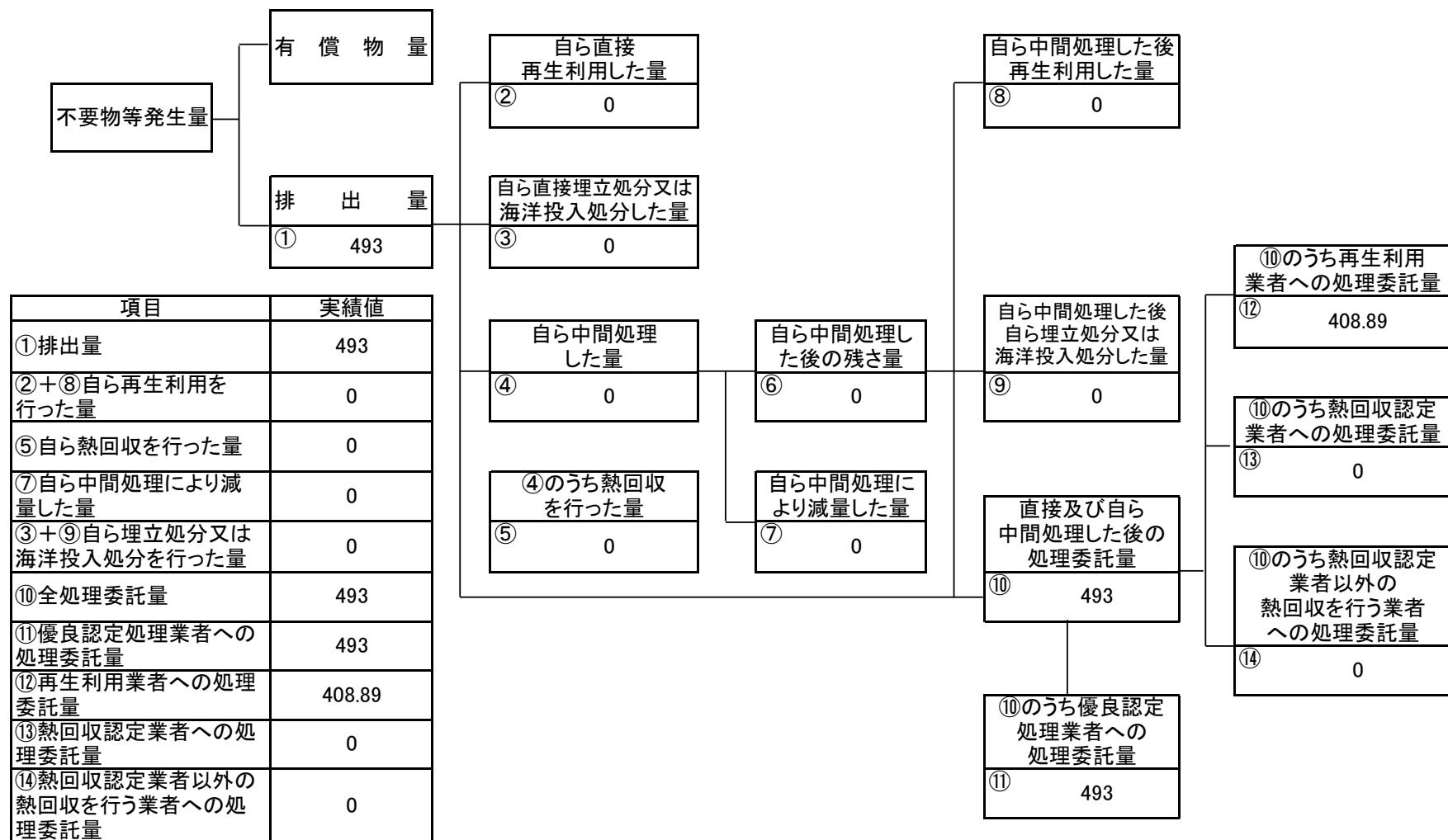


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)

)

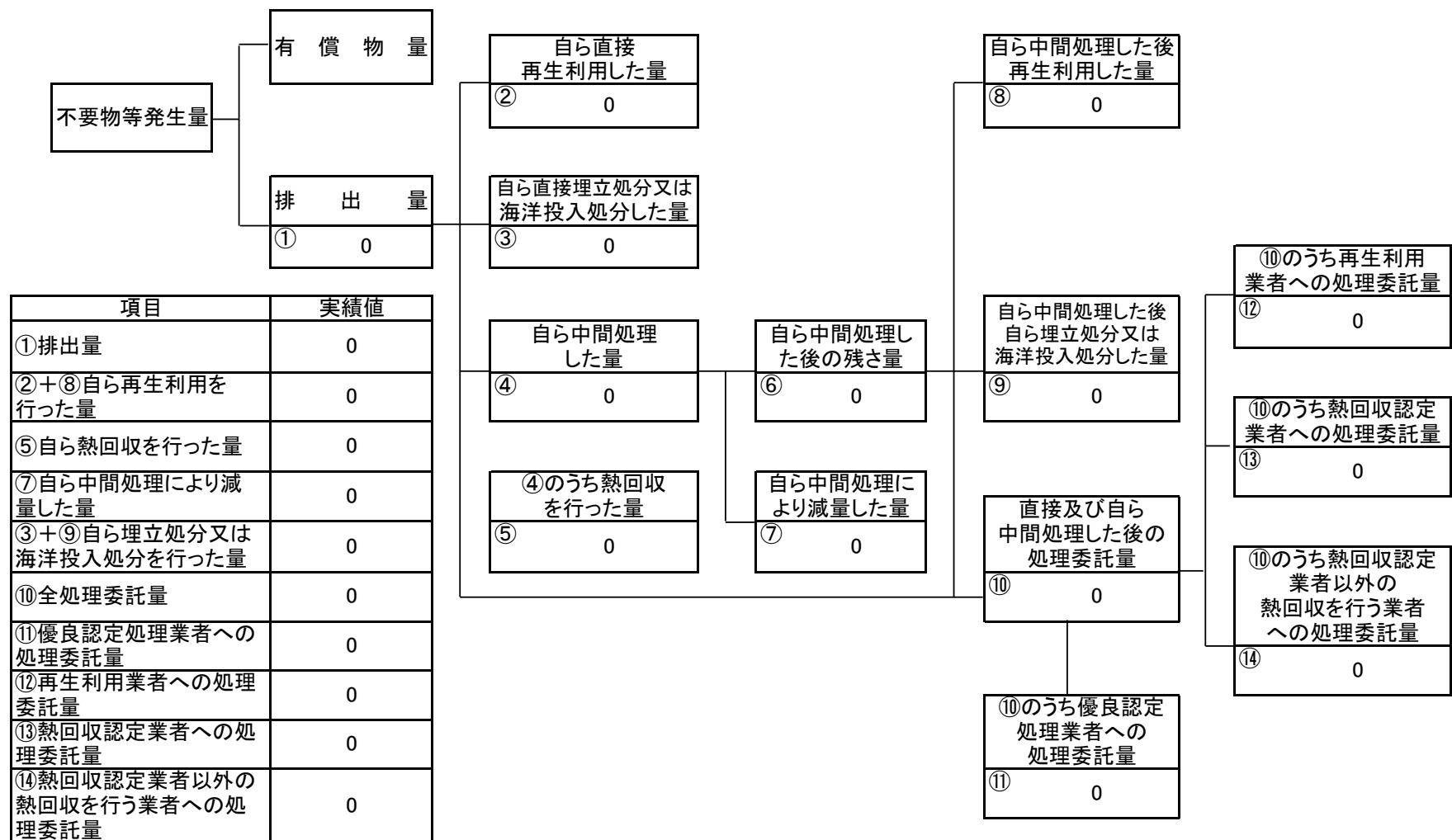


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)

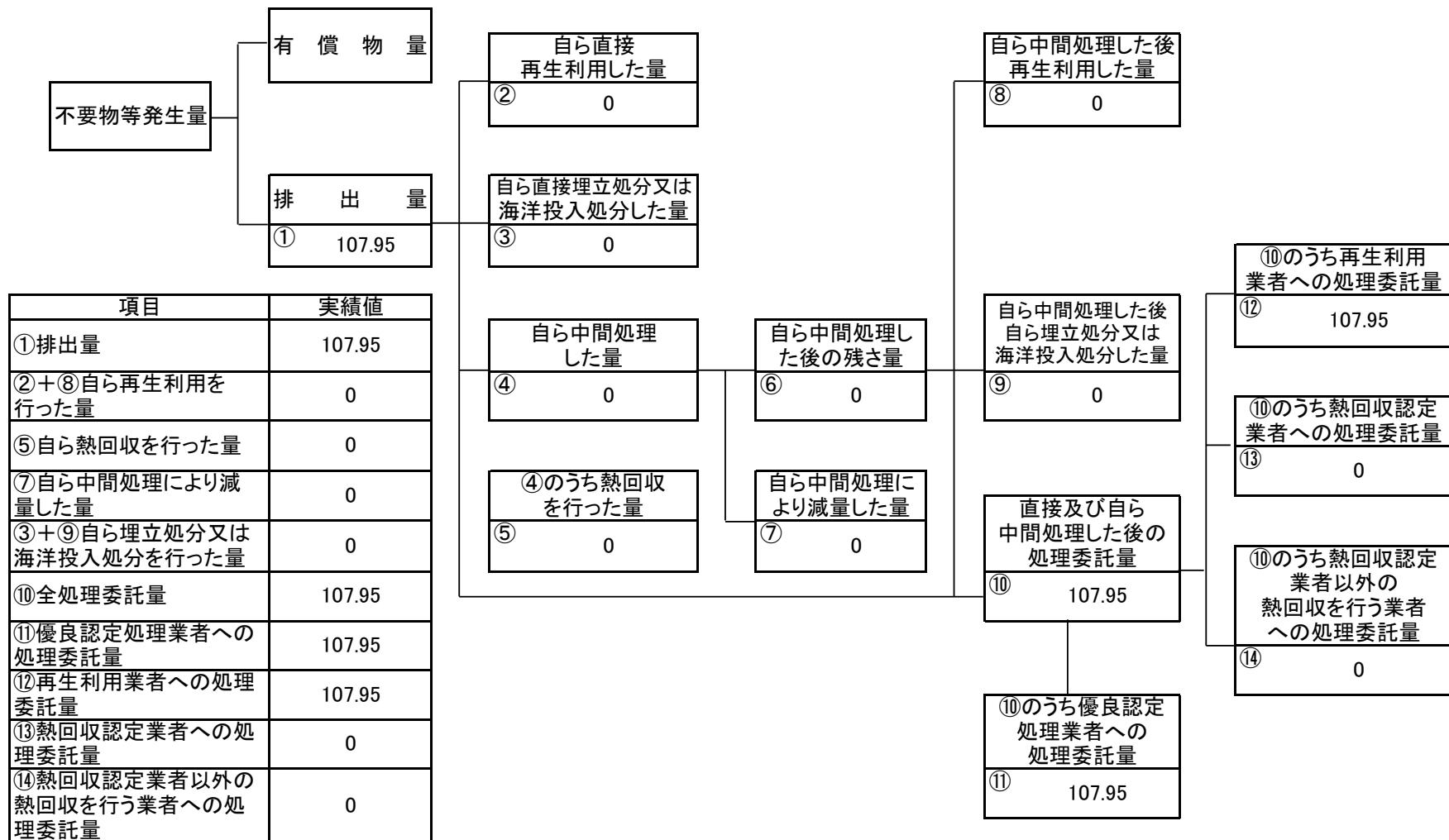
)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

)

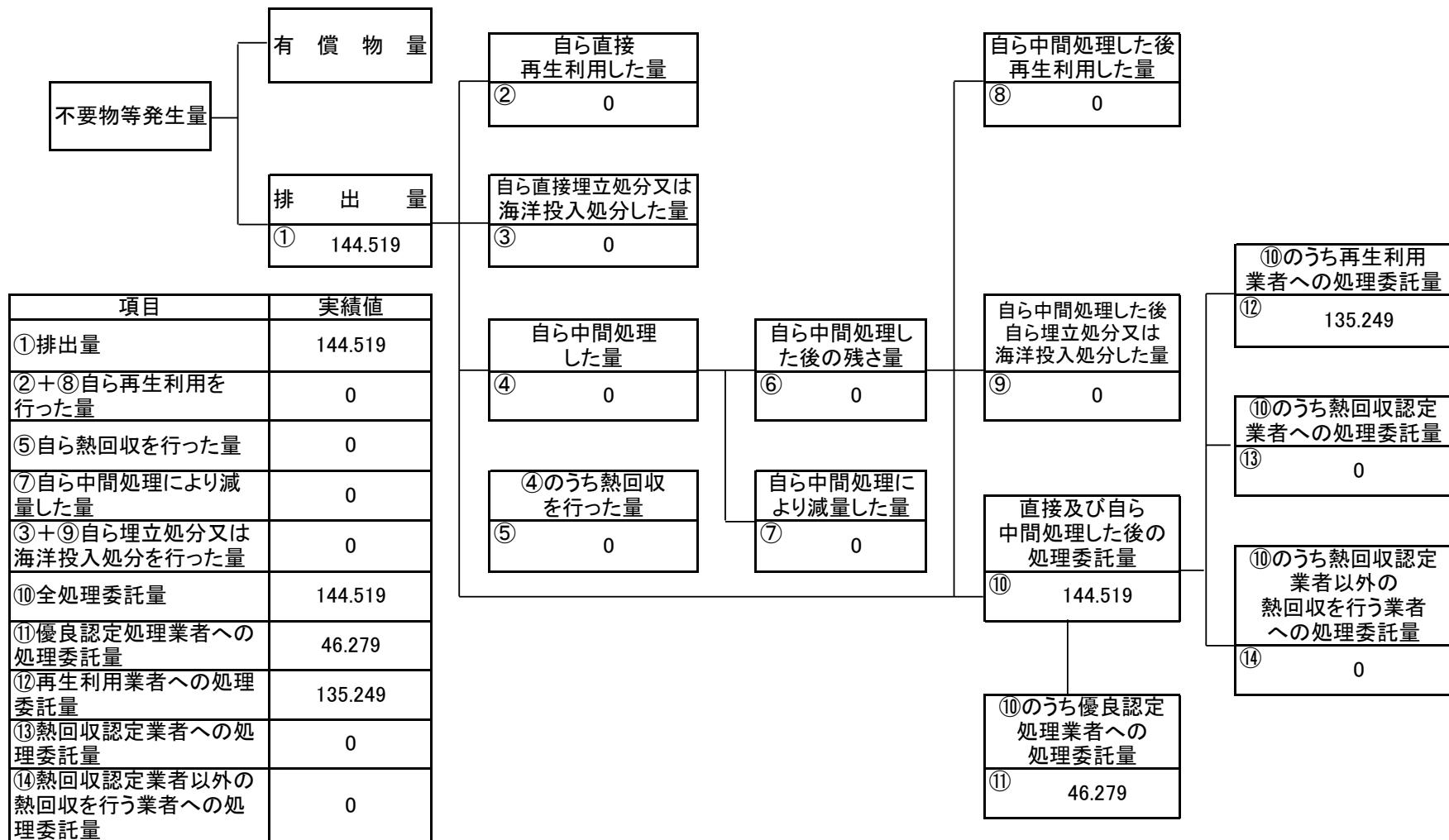


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

)

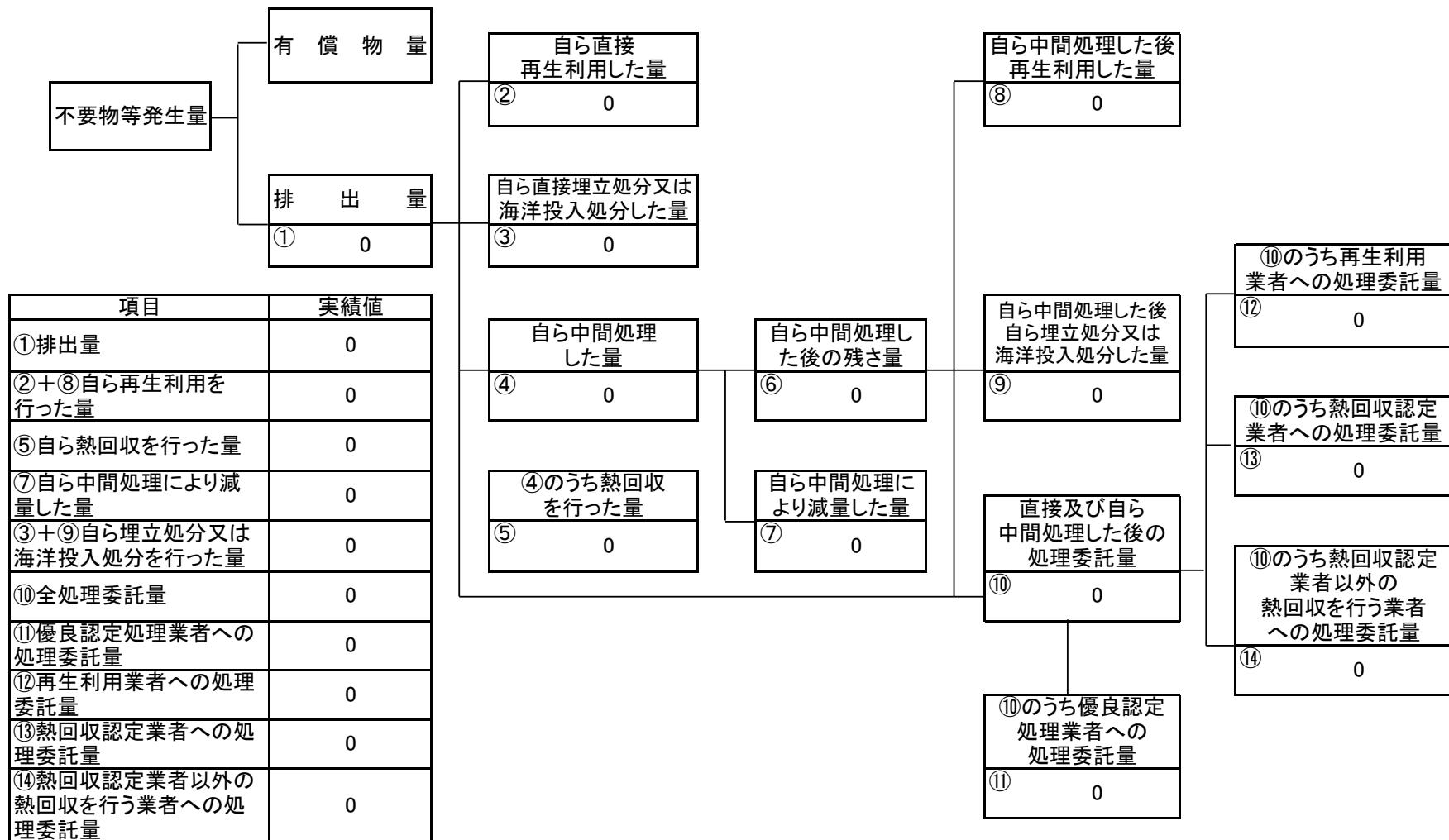


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)

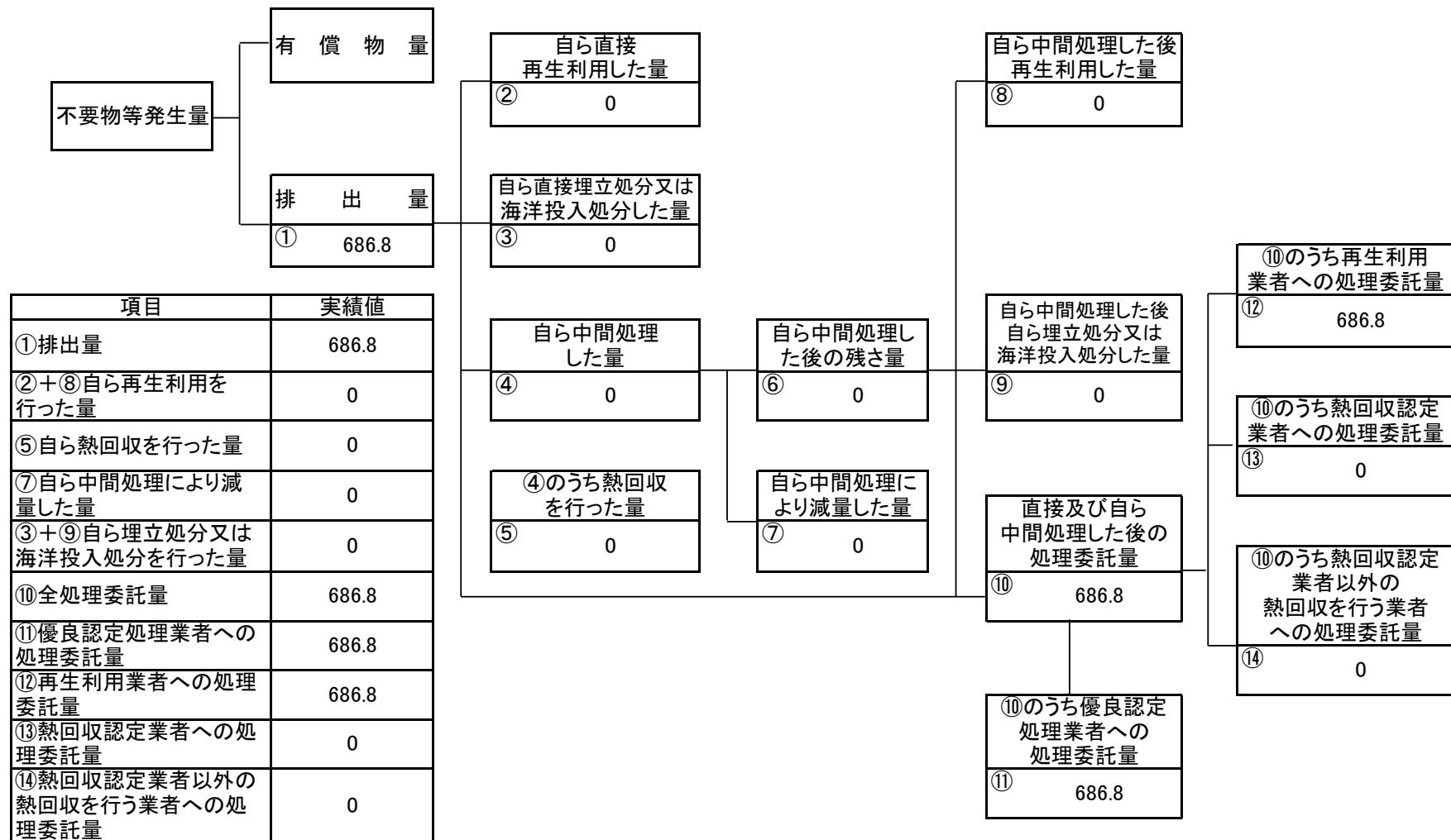
)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

)

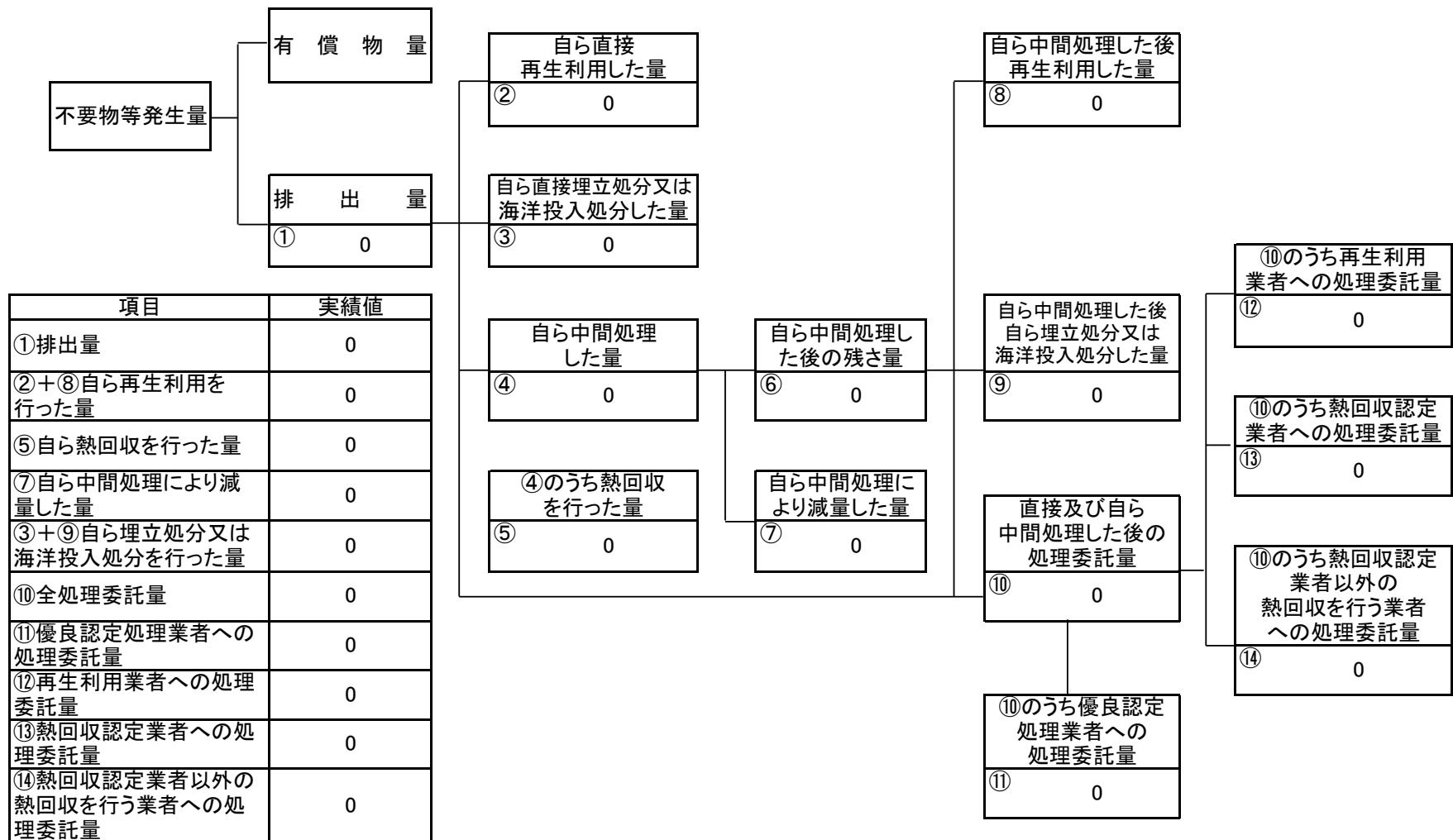


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 繊維くず)

)

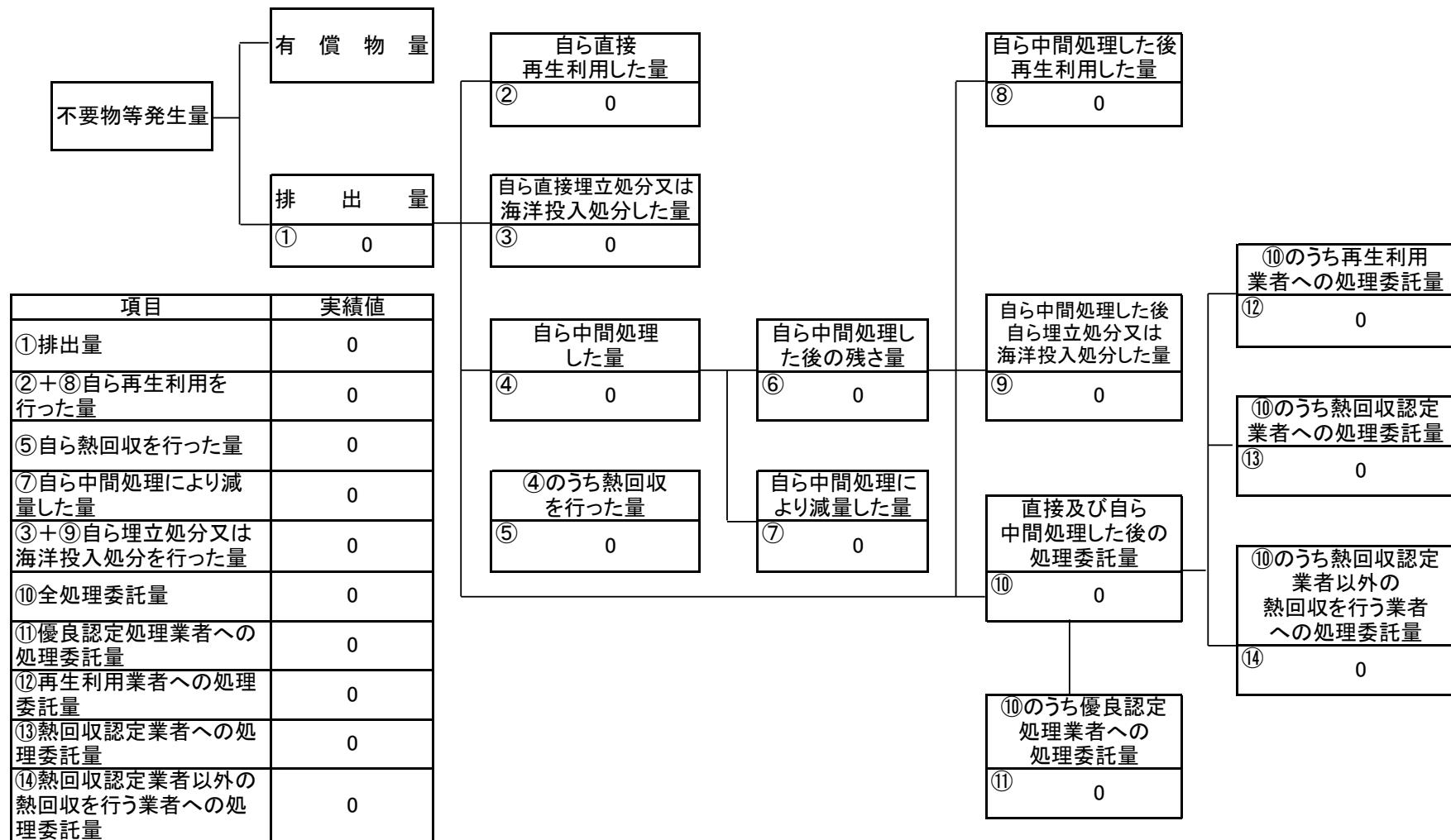


(第2面)

計画の実施状況

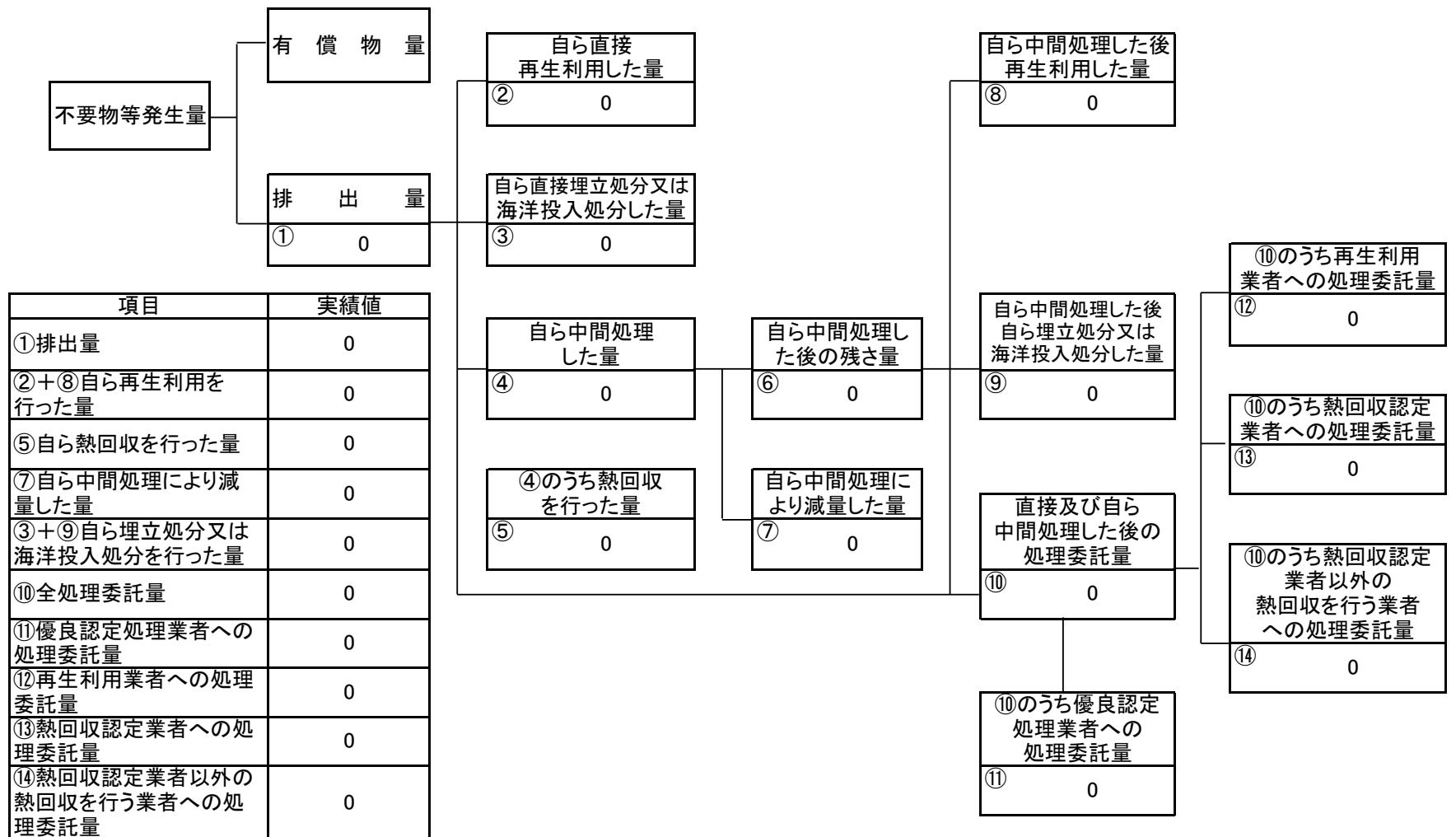
(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)

)



(第2面)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 動物系固形不要物)

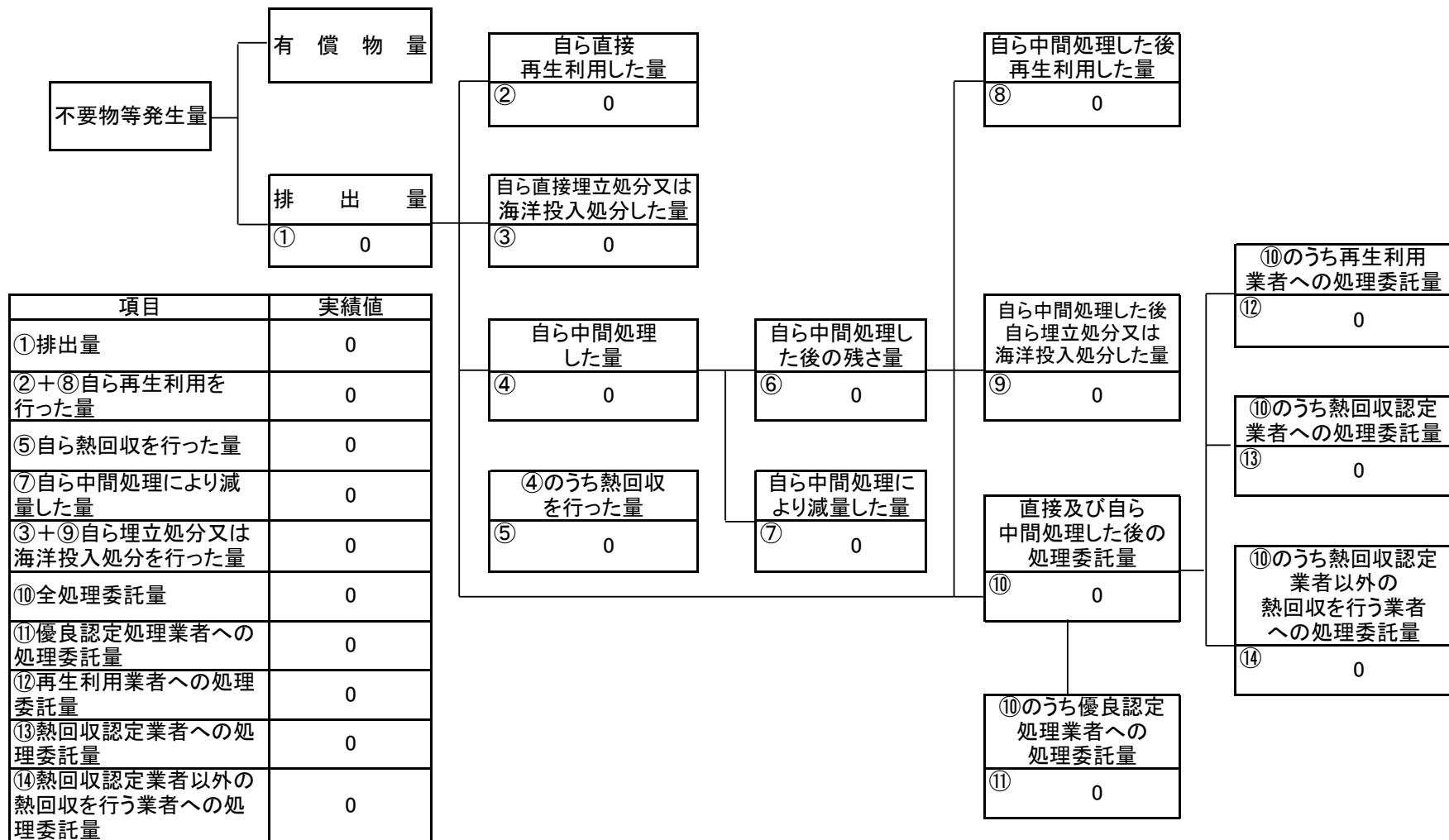


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ゴムくず)

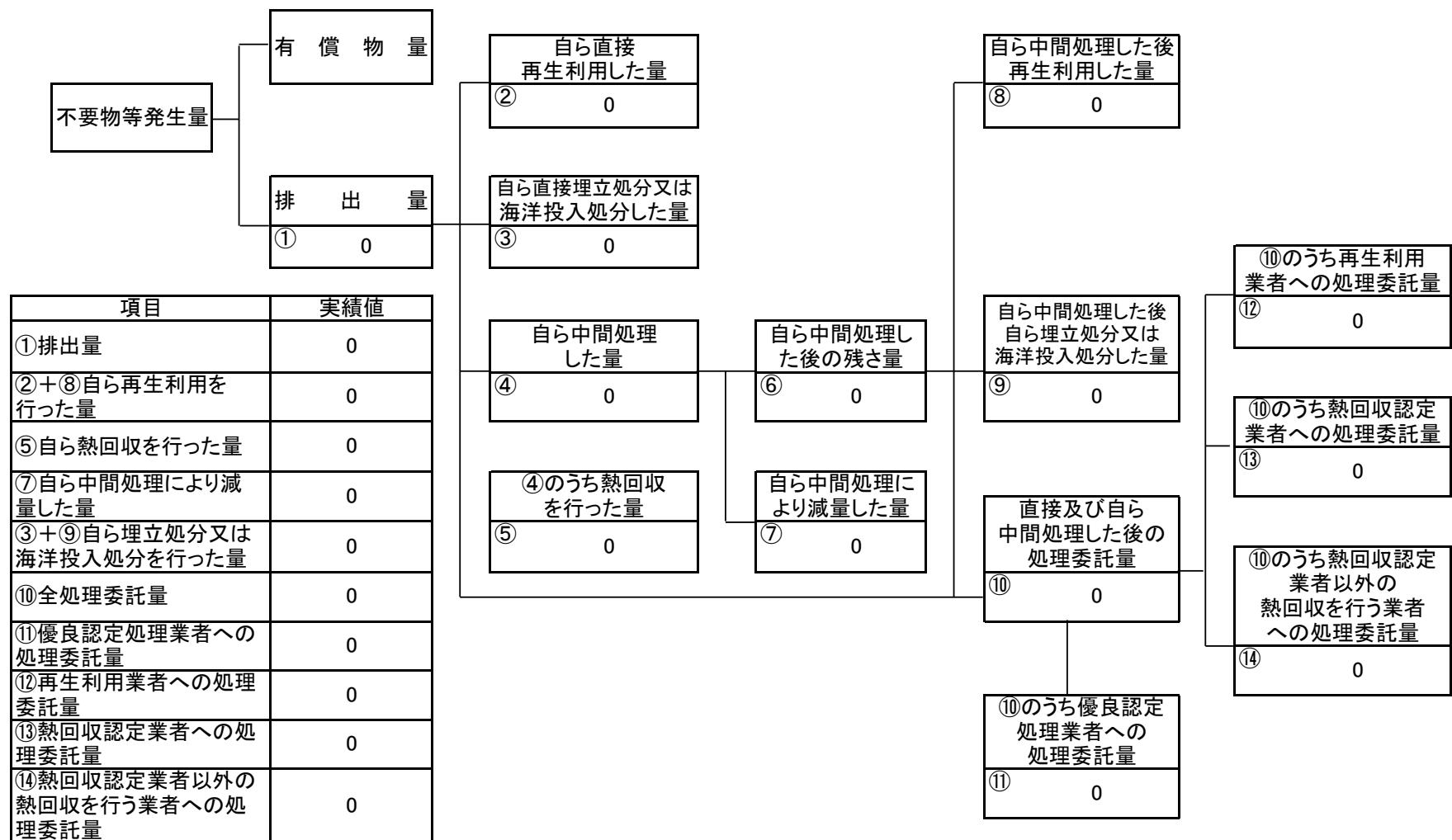
)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

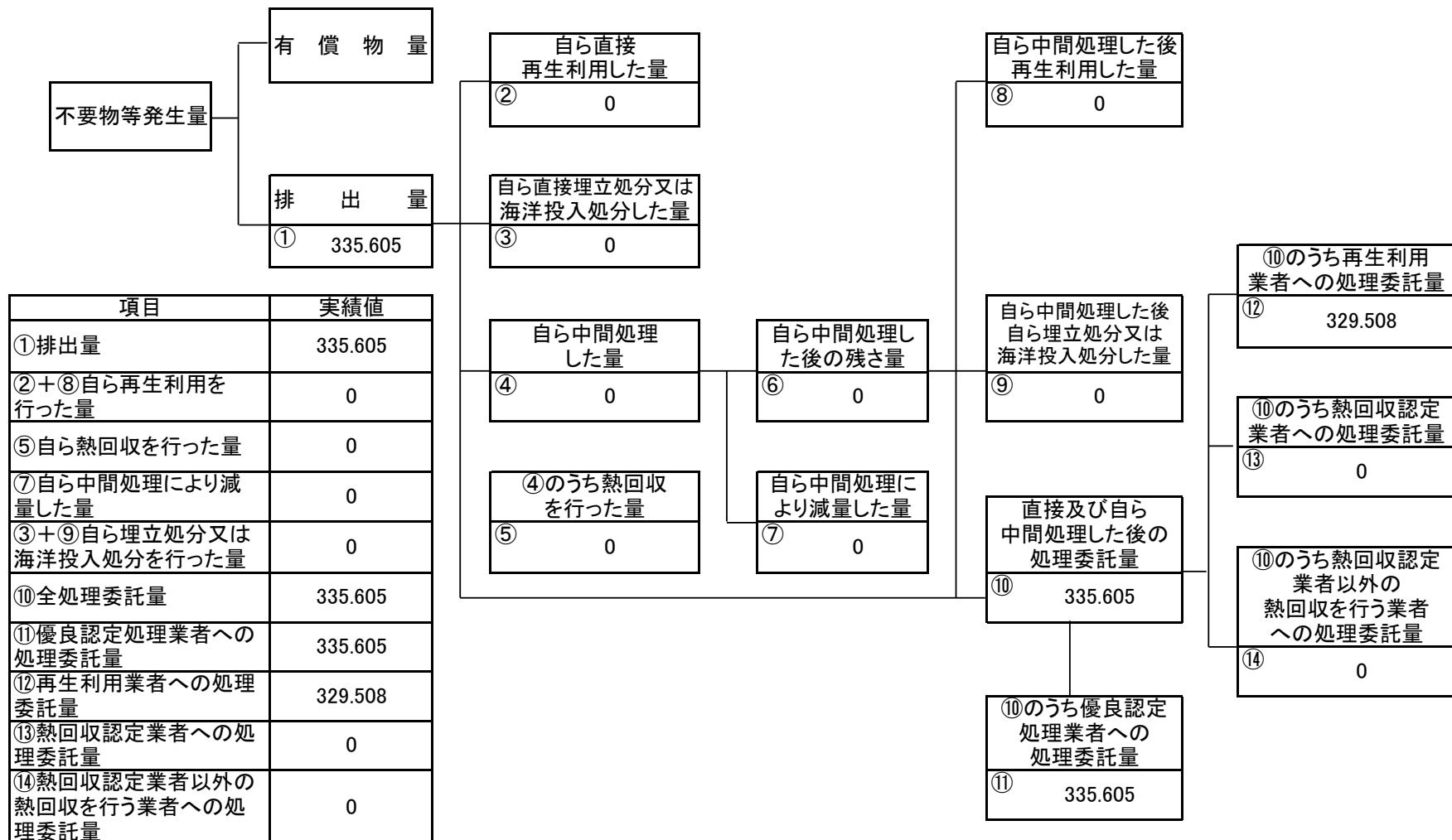
)



計画の実施状況

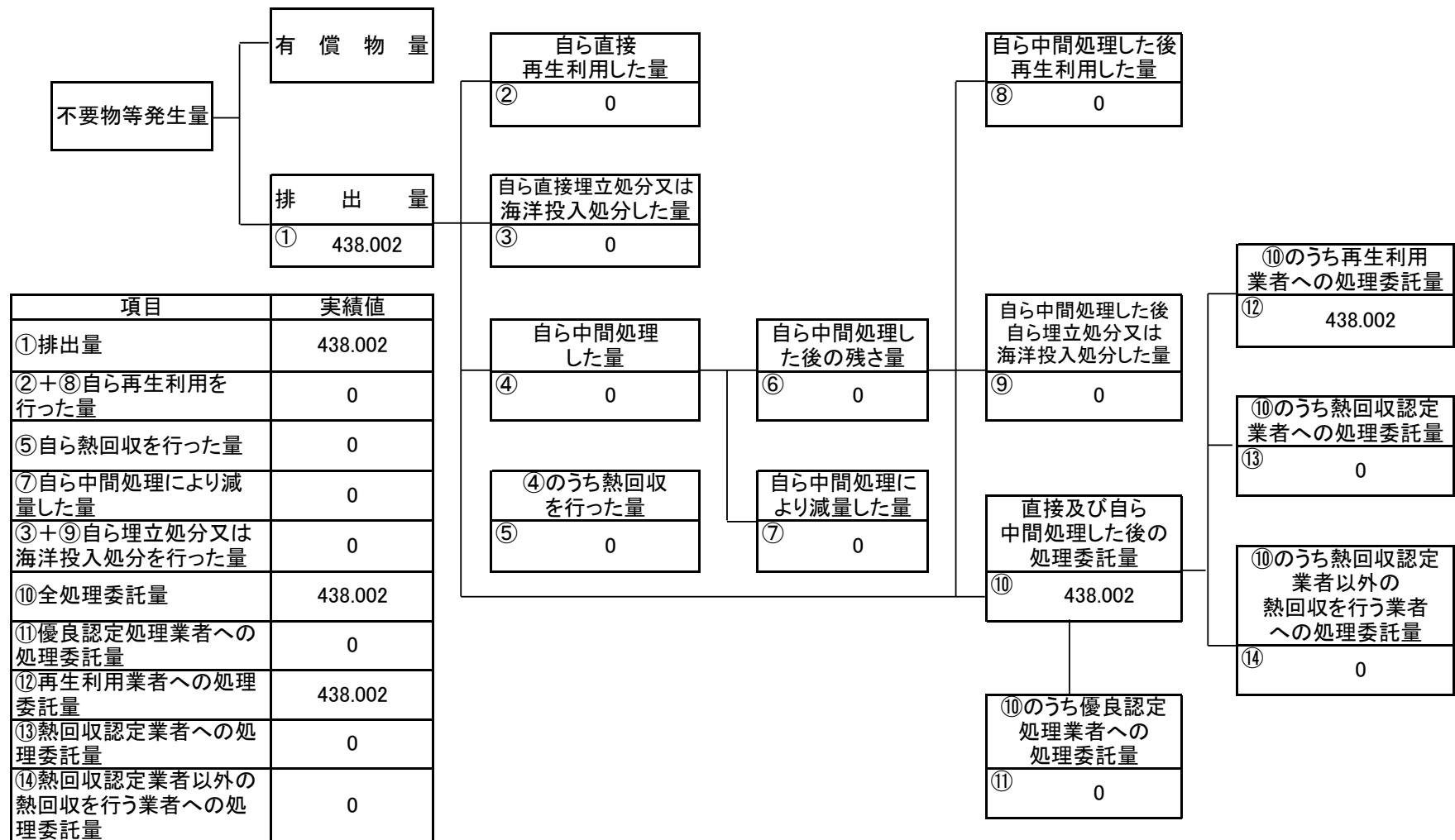
(産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず)

(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 鉱さい)

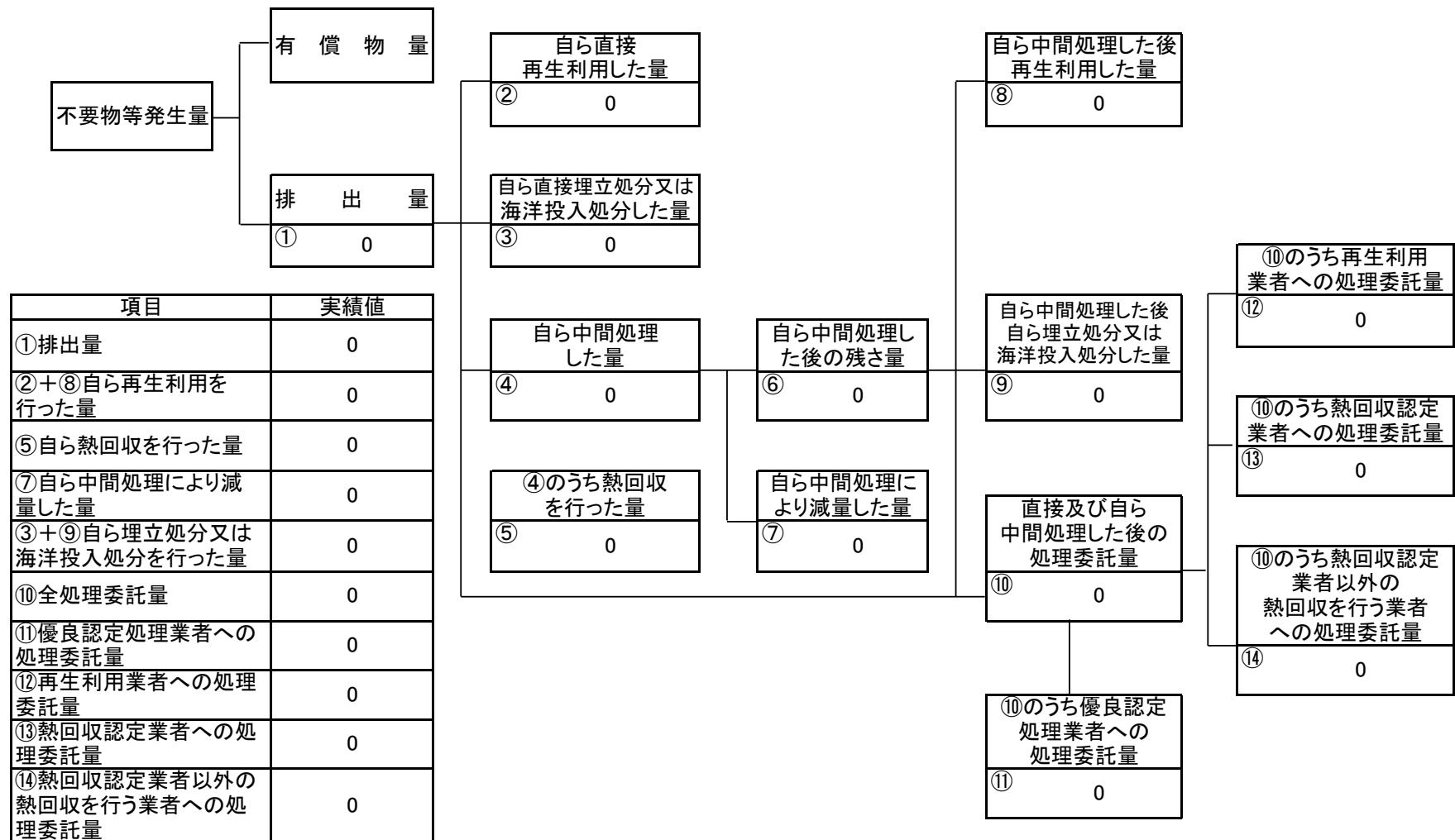


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)

)

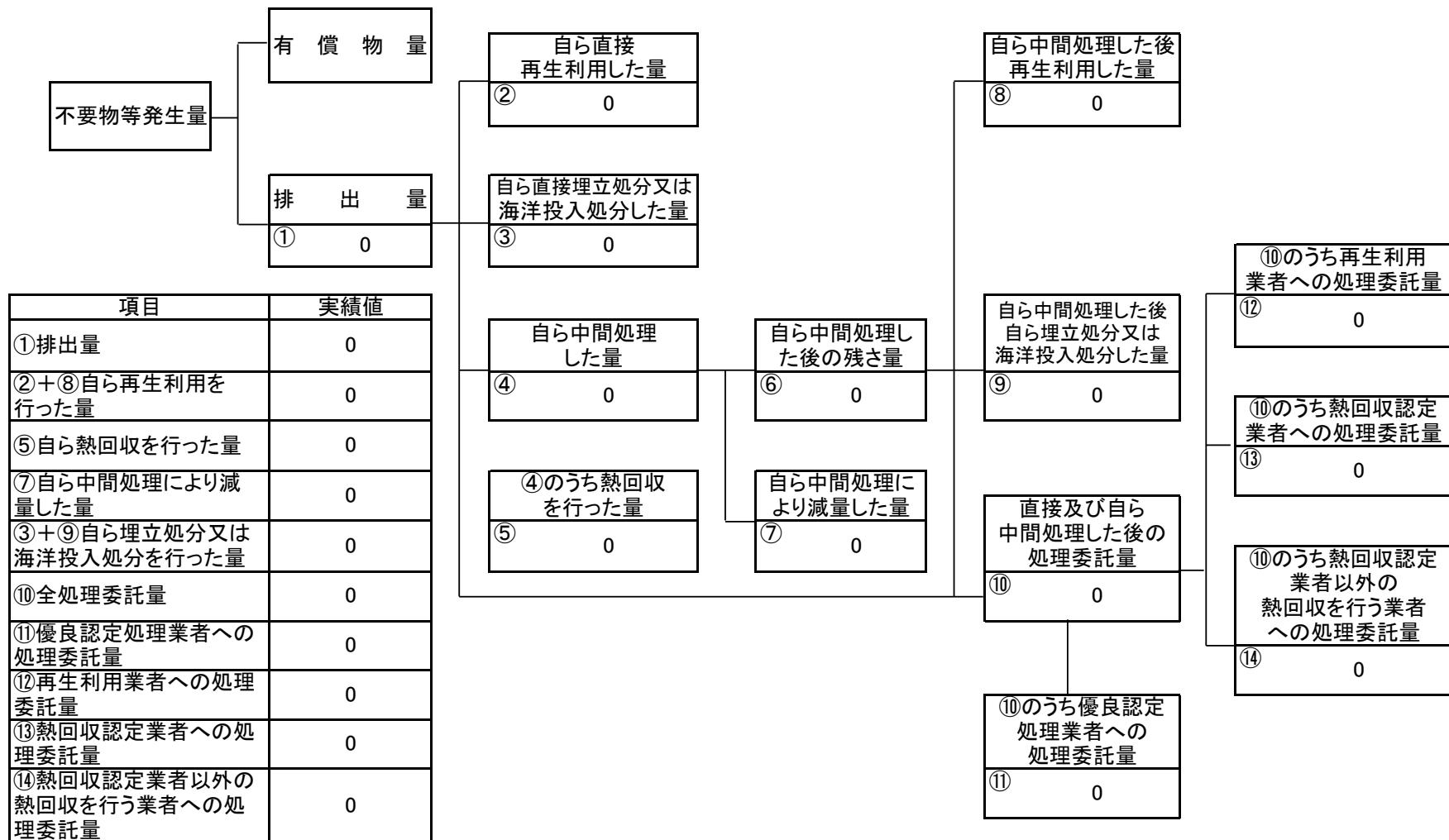


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物のふん尿)

)

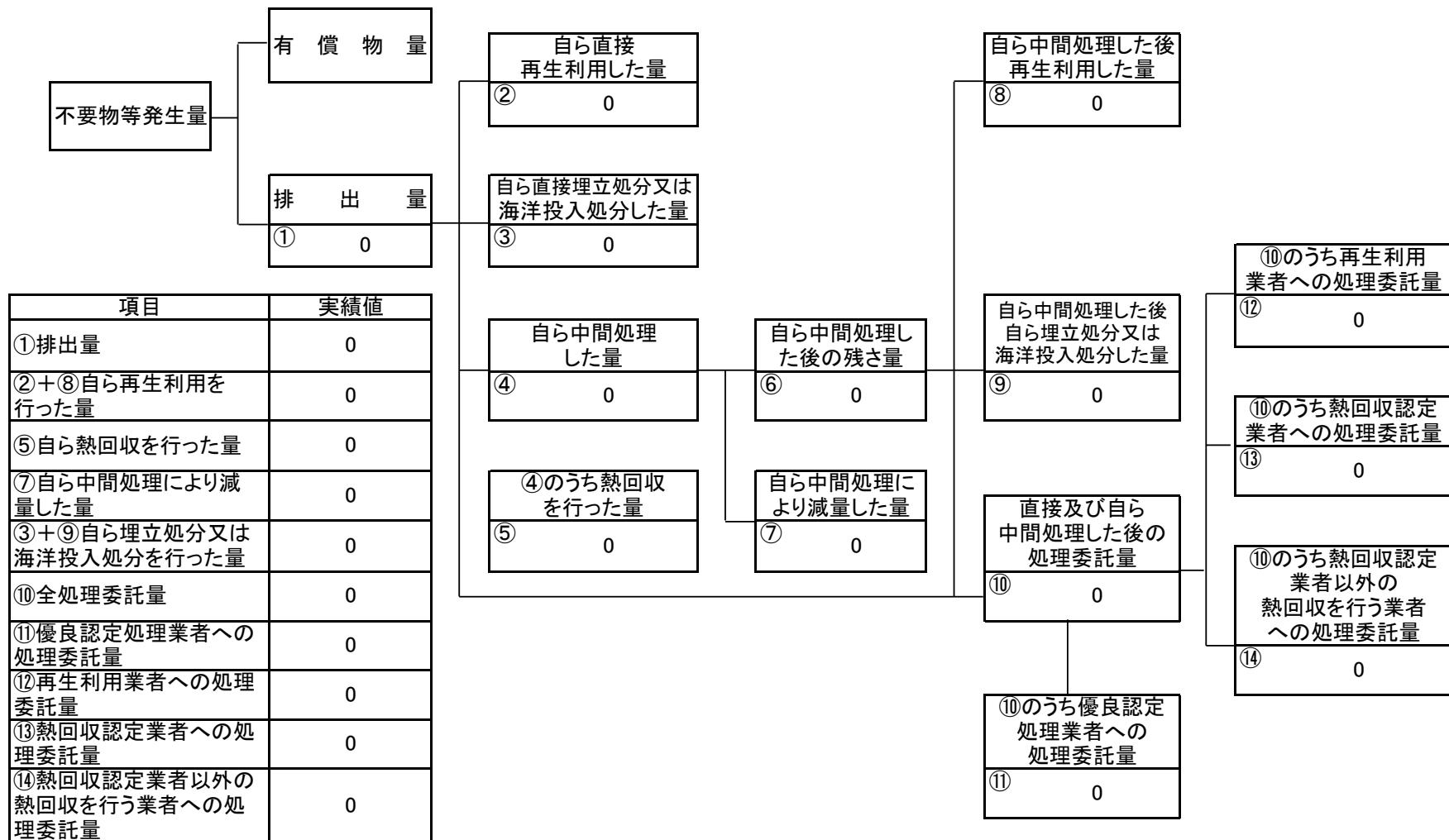


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物の死体)

)

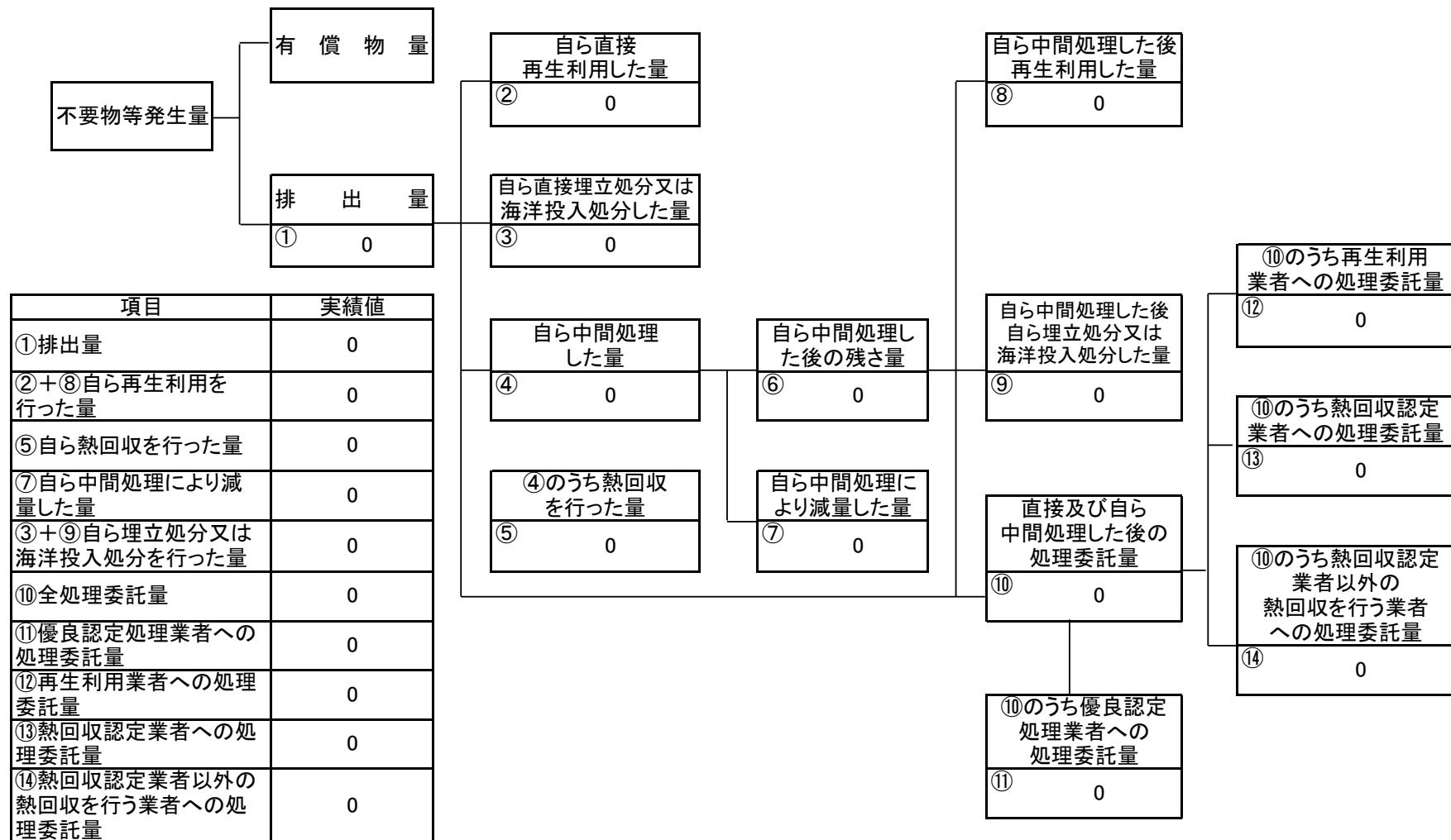
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ばいじん)

)

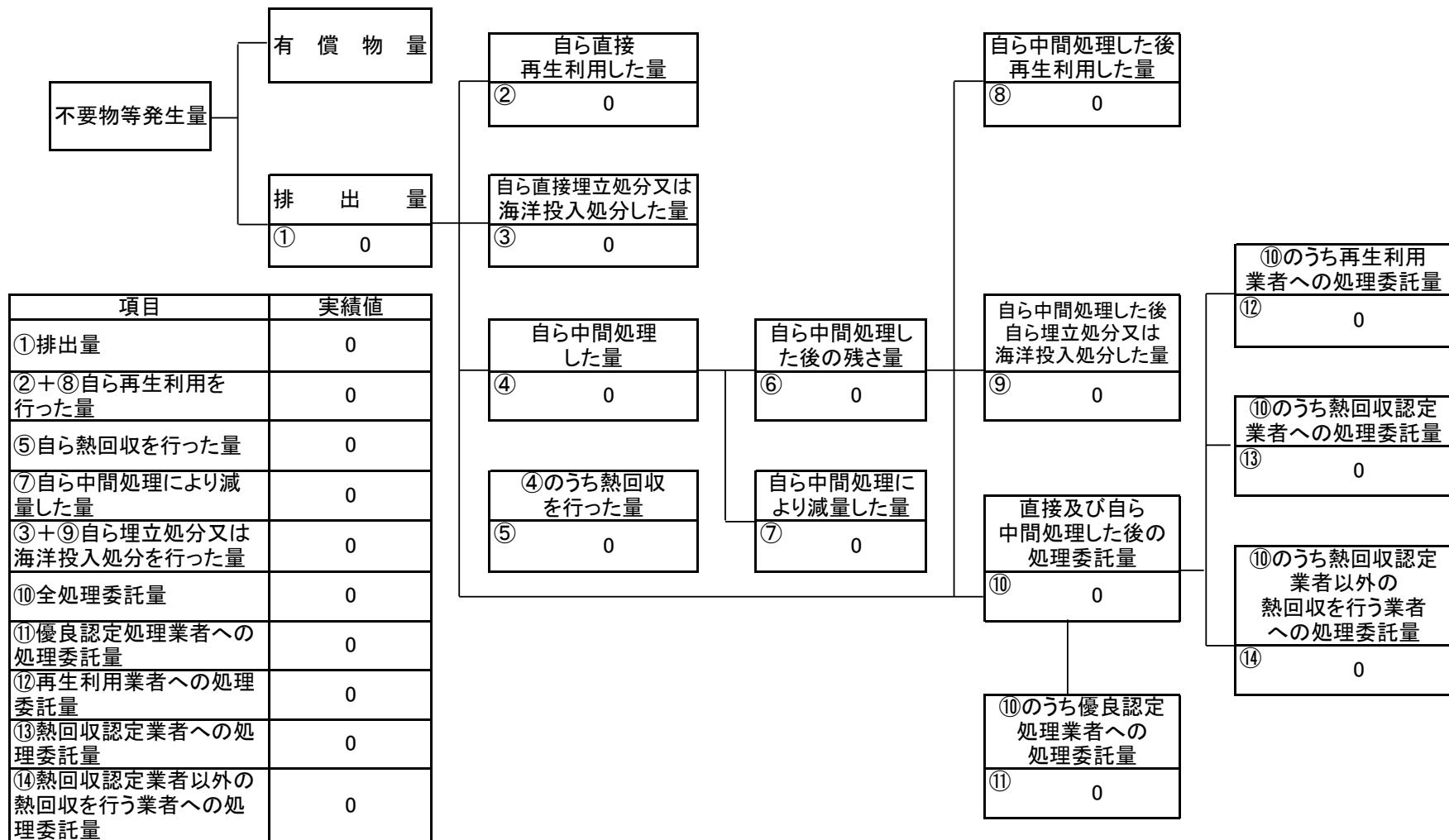


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 13号廃棄物)

)

(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載□した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年(2024)年 5月 31日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市長府港町14番1号

氏 名 株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
所長 小村 尚也

電話番号 083-246-1213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
事業場の所在地	下関市長府港町14番1号
計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	非鉄金属製造業[2730]
②事業の規模	製造製品出荷額：1200億円
③従業員数	1192人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	⑧別紙 廃棄物処理フローのとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
⑦別紙 管理体制のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1-2のとおり	
	排 出 量	t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) ・汚泥等排出回数の適正化 ・廃アルカリの減容化		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
③ 分別	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥等排出回数の適正化継続 ・廃アルカリの減容化継続		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・所内分別ルールの徹底		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・所内分別ルールの徹底の継続		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
【前年度（令和5年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		336 t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(令和6年度計画)

別紙1-2

多量排出事業者 名称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	非鉄金属製造業
------------	------------------	----------	-----	-------	---------

(単位：トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海上投棄処分を行 う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別 管理 産業 廃棄物	废油	0	0							0	0	0	0	0	0				
	废酸	52	50							52	50	52	50	52	50				
	廃アルカリ	123	117							123	117	123	117	123	117				
	感染性産業廃棄物	0	0							0	0	0	0	0	0				
	PCB	0	0							0	0	0	0	0	0				
	PCB汚染物									0	0	0	0	0	0				
	PCB処理物		0							0	0	0	0	0	0				
	废石綿等		0							0	0	0	0	0	0				
	有害産業廃棄物	161	153							161	153	161	153	161	153				
計 (B)		336	319	0	0	0	0	0	0	336	319	336	319	336	319	0	0	0	0

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年(2024)年 5月 31日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市長府港町14番1号
氏 名 株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
所 長 小村 尚也

電話番号 083-246-1213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所
事 業 場 の 所 在 地	下関市長府港町14番1号
事 業 の 種 類	非鉄金属製造業[2730]
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	319 t	全 処 理 委 託 量	319 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	319 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	319 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 369 t 前年度 333 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
すべて電子マニフェストで運用しています。	

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

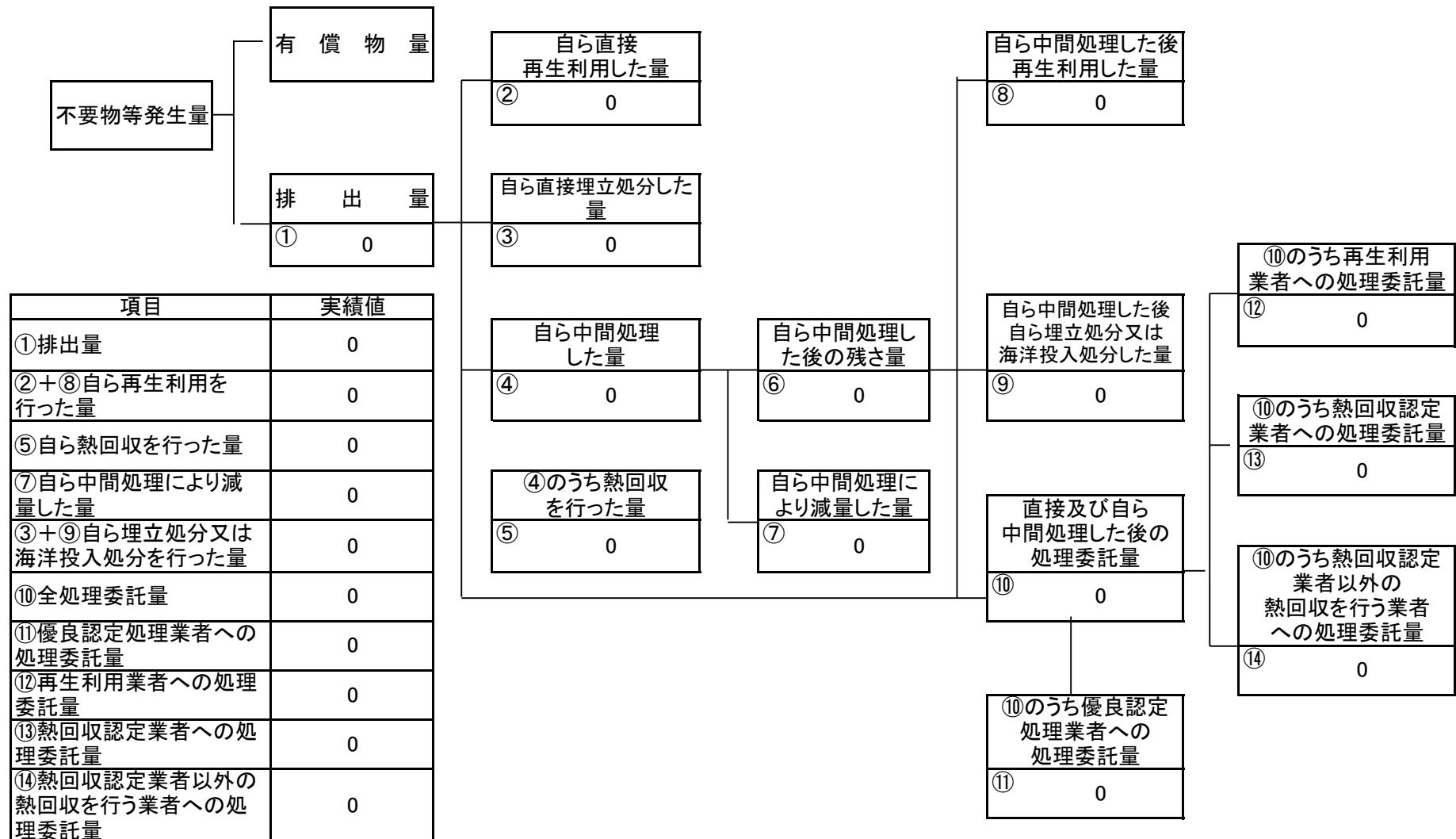
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和5年度実績)

多量排出事業者 名 称	株式会社 神戸製鋼所 長府製造所	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	非鉄金属製造業
-------------	------------------	----------	-----	-------	---------

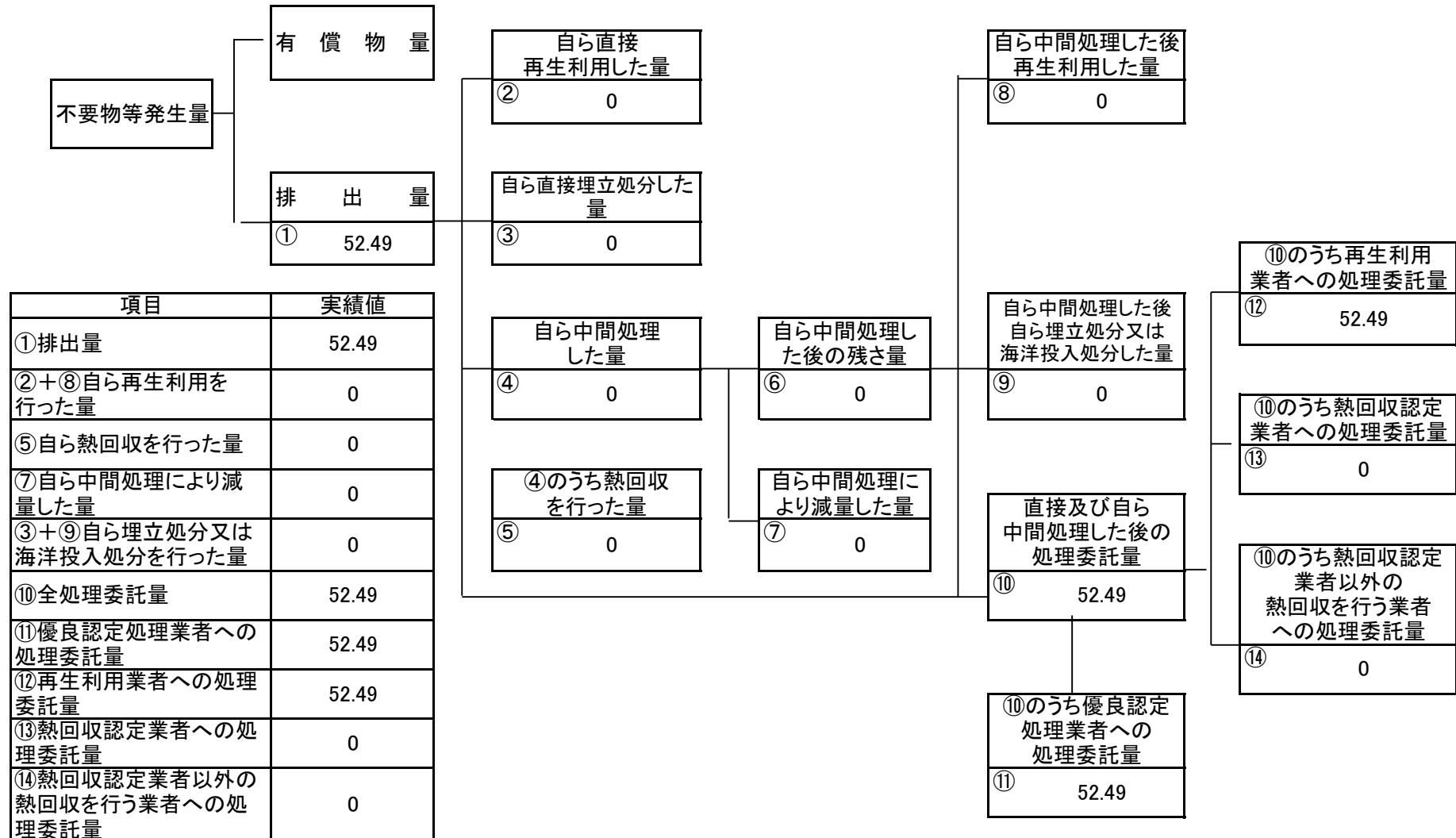
区分 種類	計画的実施状況														
	(1)排出量	(2)自ら直接再生利用した量	(3)自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	(4)自ら中間処理した量	(5)(4)うち熱回収を行った量	(6)自ら中間処理した後の残さ量	(7)自ら中間処理により残量した量	(8)自ら中間処理した後、再生利用した量	(9)自ら中間処理した後、再生埋立処分又は海岸投入処分した量	(10)直接及び自ら中間処理した後の中間処理委託量	(11)(9)のうち再生利用業者への処理委託量	(12)中間処理業者への処理委託量	(13)最終処理業者への処理委託量	(14)うち優良認定処理業者への処理委託量	(15)うち熱回収認定業者への処理委託量
特別 管理 産業 廃棄物	废油	0							0	0	0	0	0	0	0
	废酸	52							52	52	0	52	0	0	0
	废アルカリ	123							123	123	123	0	0	0	123
	感染性産業廃棄物	0.034							0.034	0	0.034	0	0	0	0.034
	PCB	0							0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0							0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0							0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0							0	0	0	0	0	0	0
有害 産業 廃棄物	有害産業廃棄物	161							161	161	0	161	0	0	161
	計 (B)	336	0	0	0	0	0	0	336	336	123	213	0	0	0

実績 値									
①排出量	②+⑧自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により測量した量	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入区分を行つた量	⑩全処理委託量	⑪優良認定業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	0	0	0	0	52	52	52	0	0
123	0	0	0	0	123	123	123	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
161	0	0	0	0	161	161	161	0	0
336	0	0	0	0	336	336	336	0	0

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)



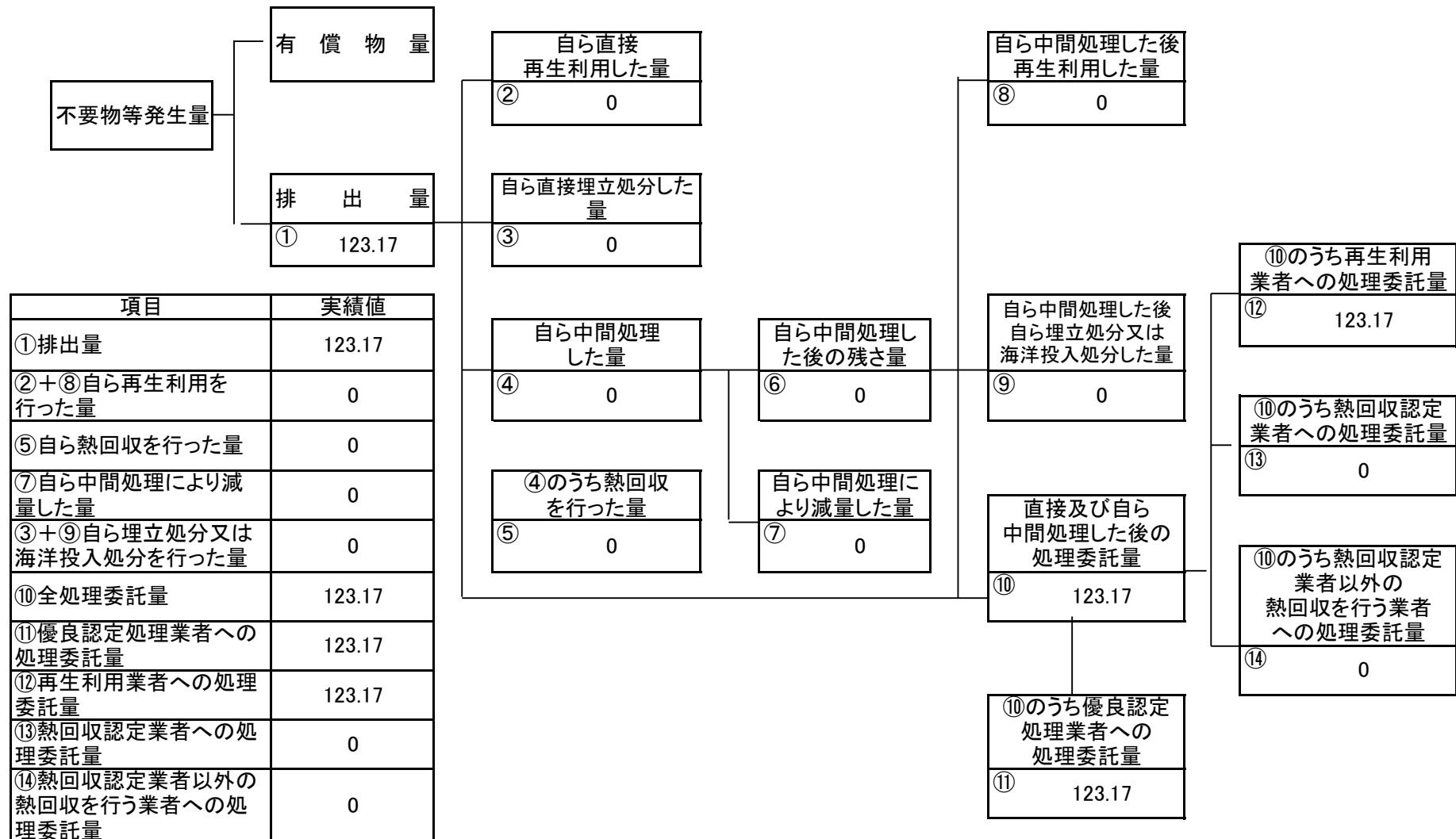
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)



(第2面)

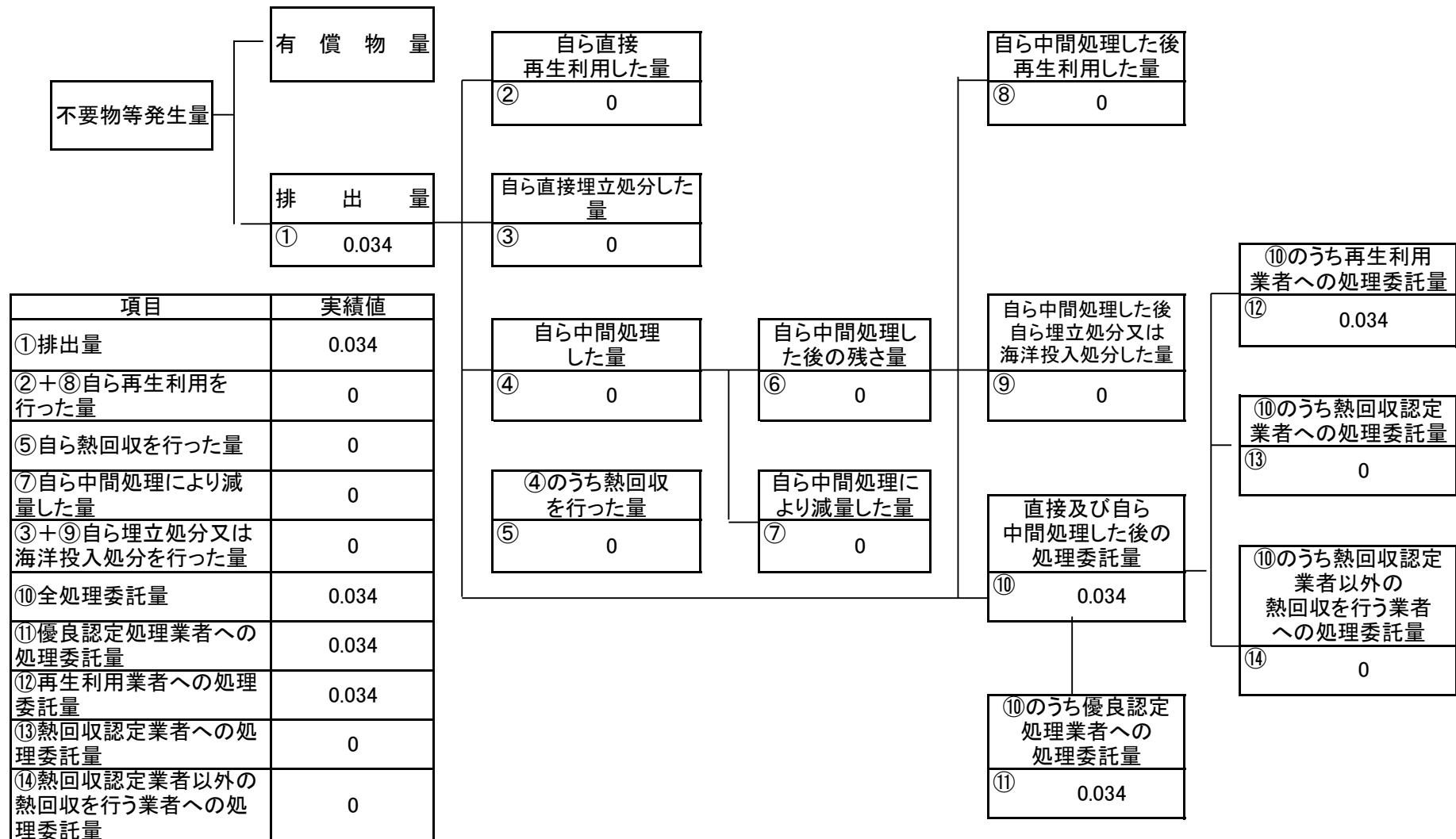
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

)



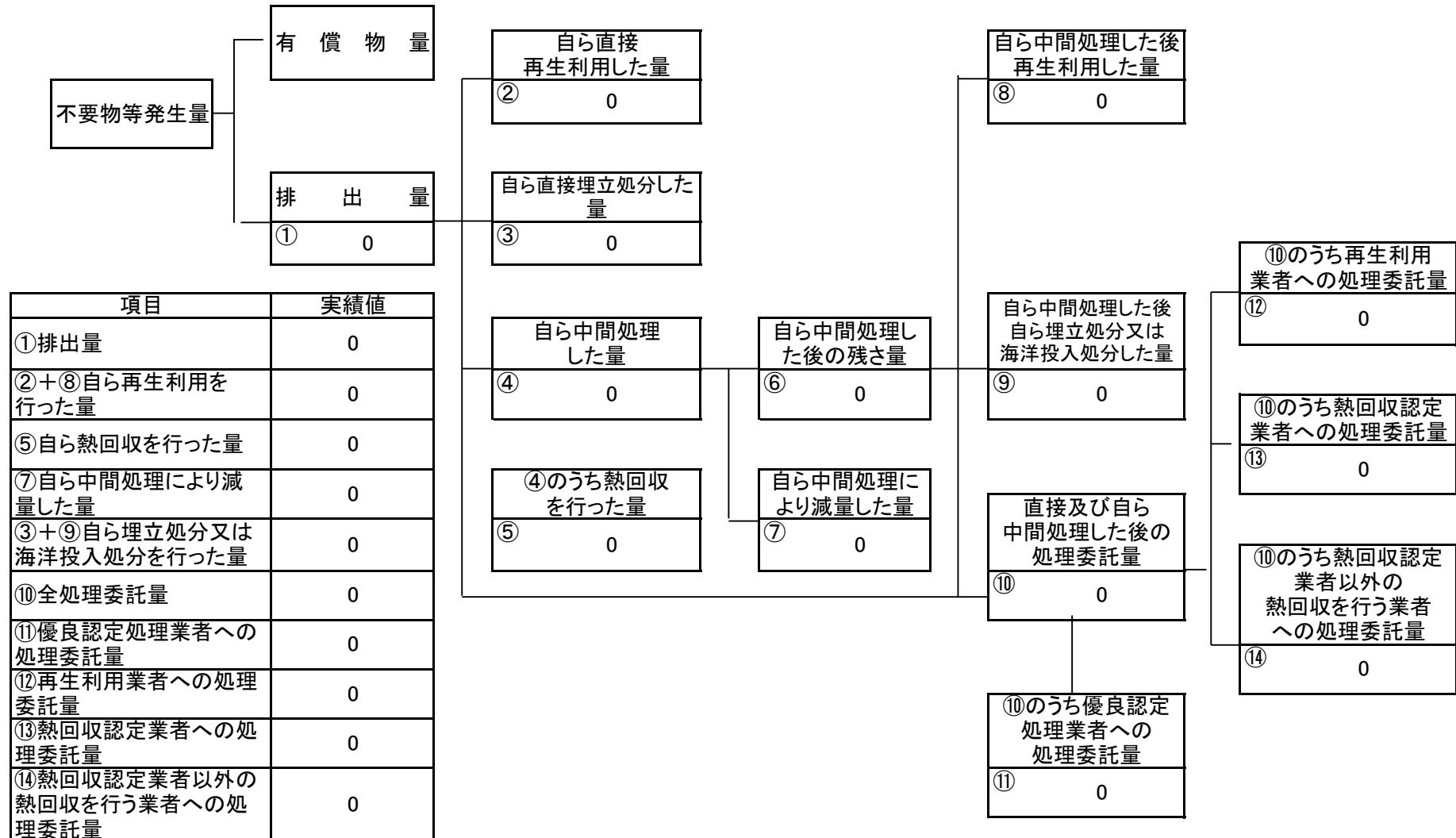
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物)

)

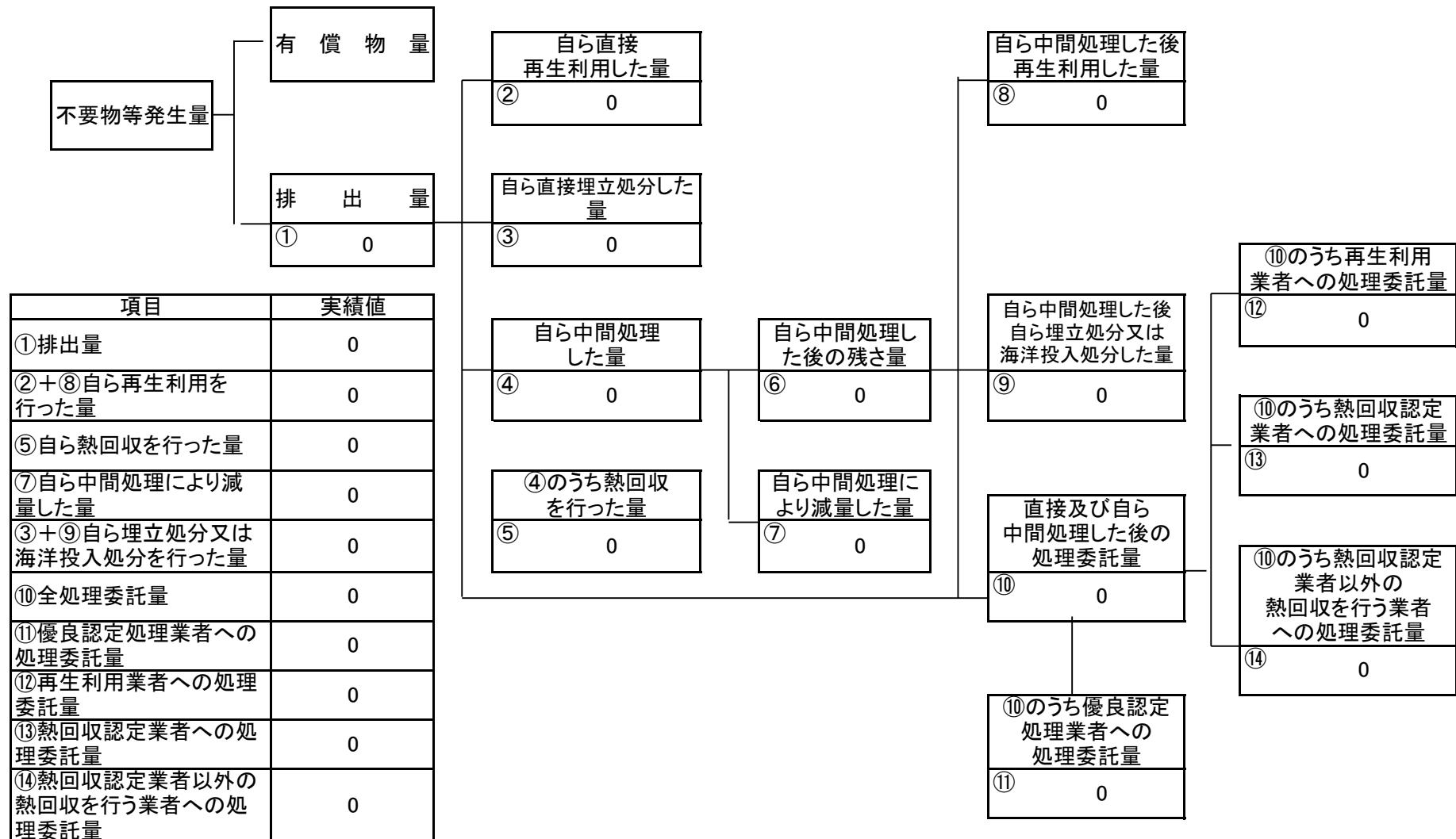


(第2面)

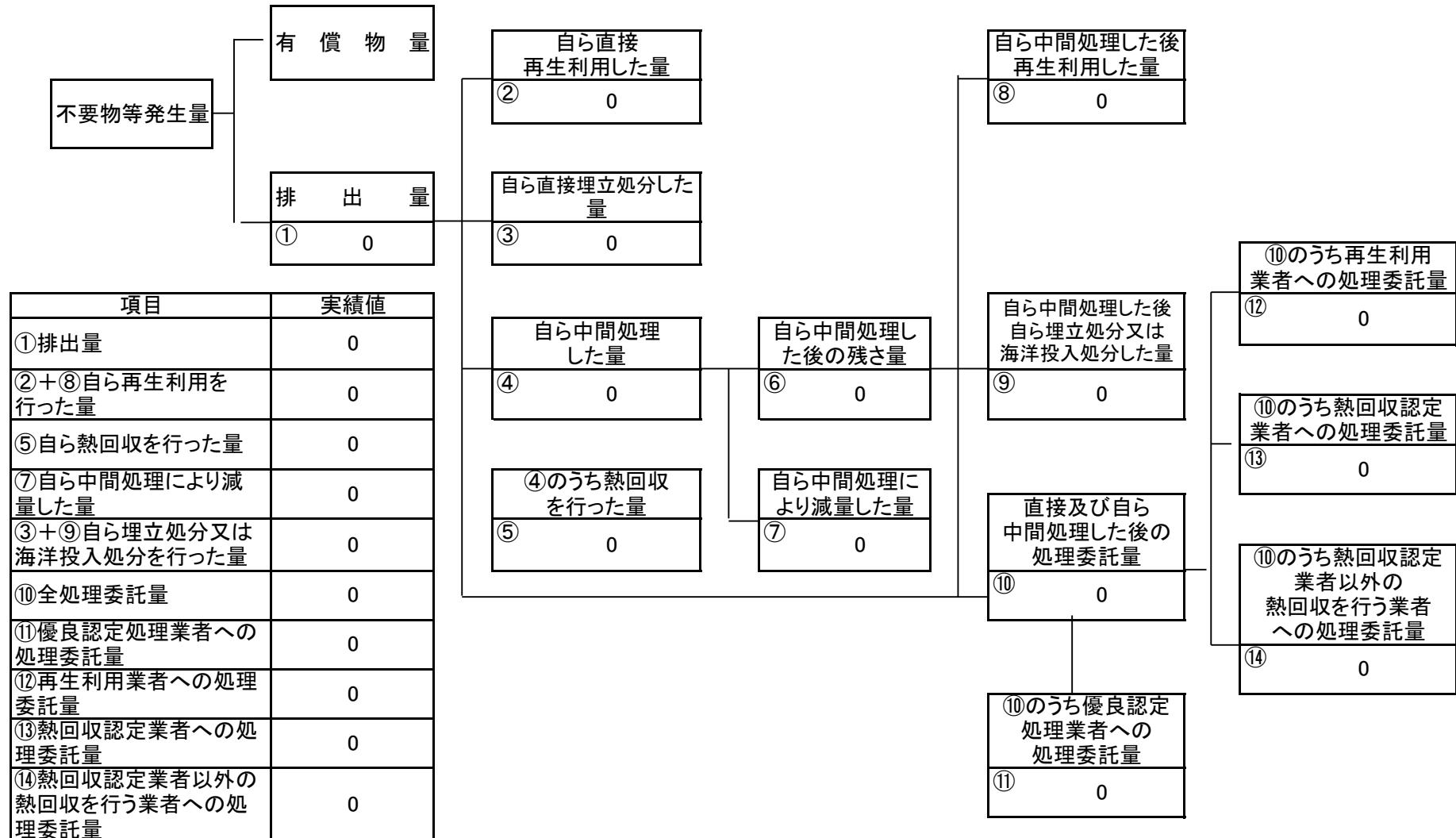
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB汚染物)

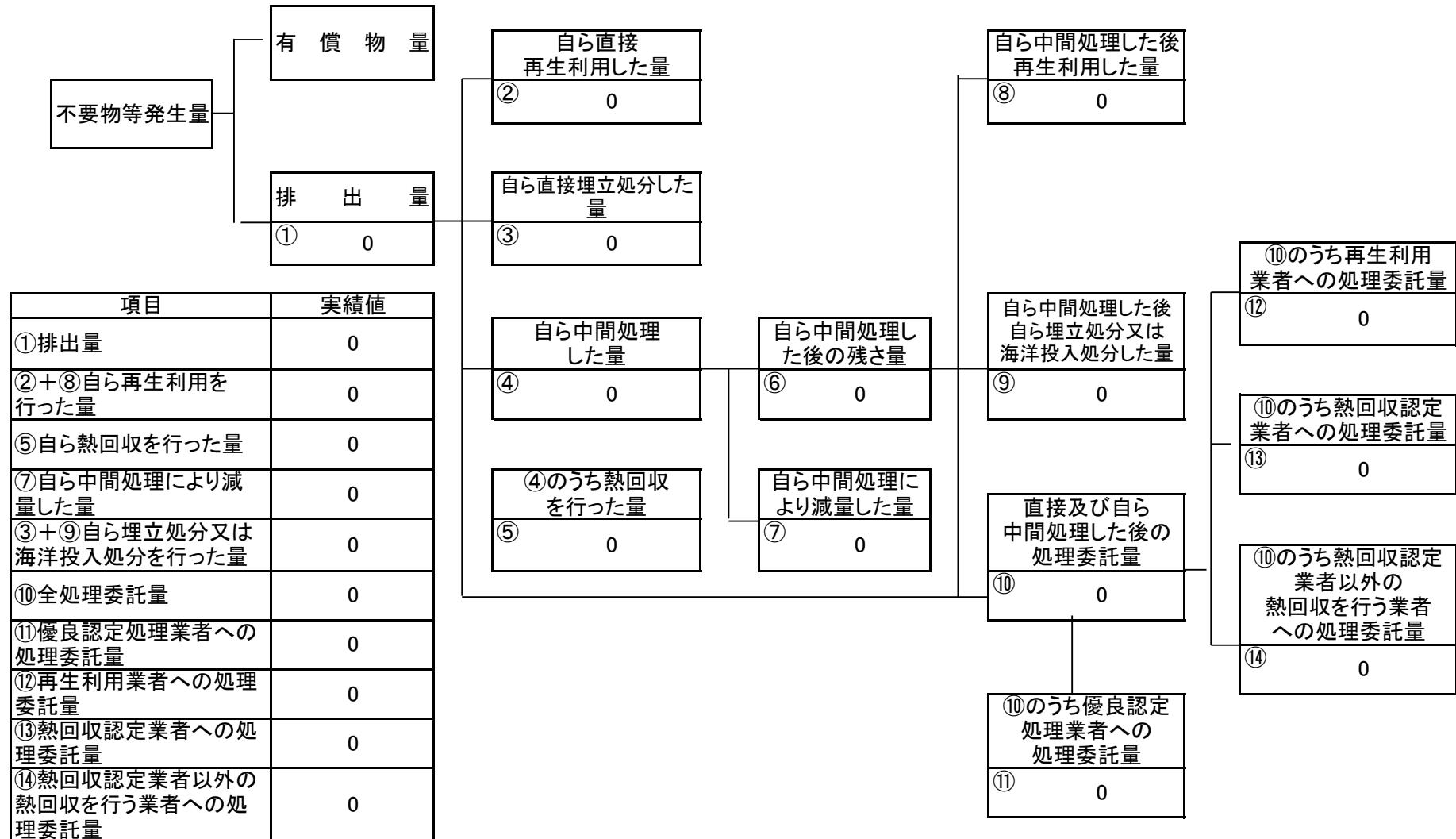


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB処理物)

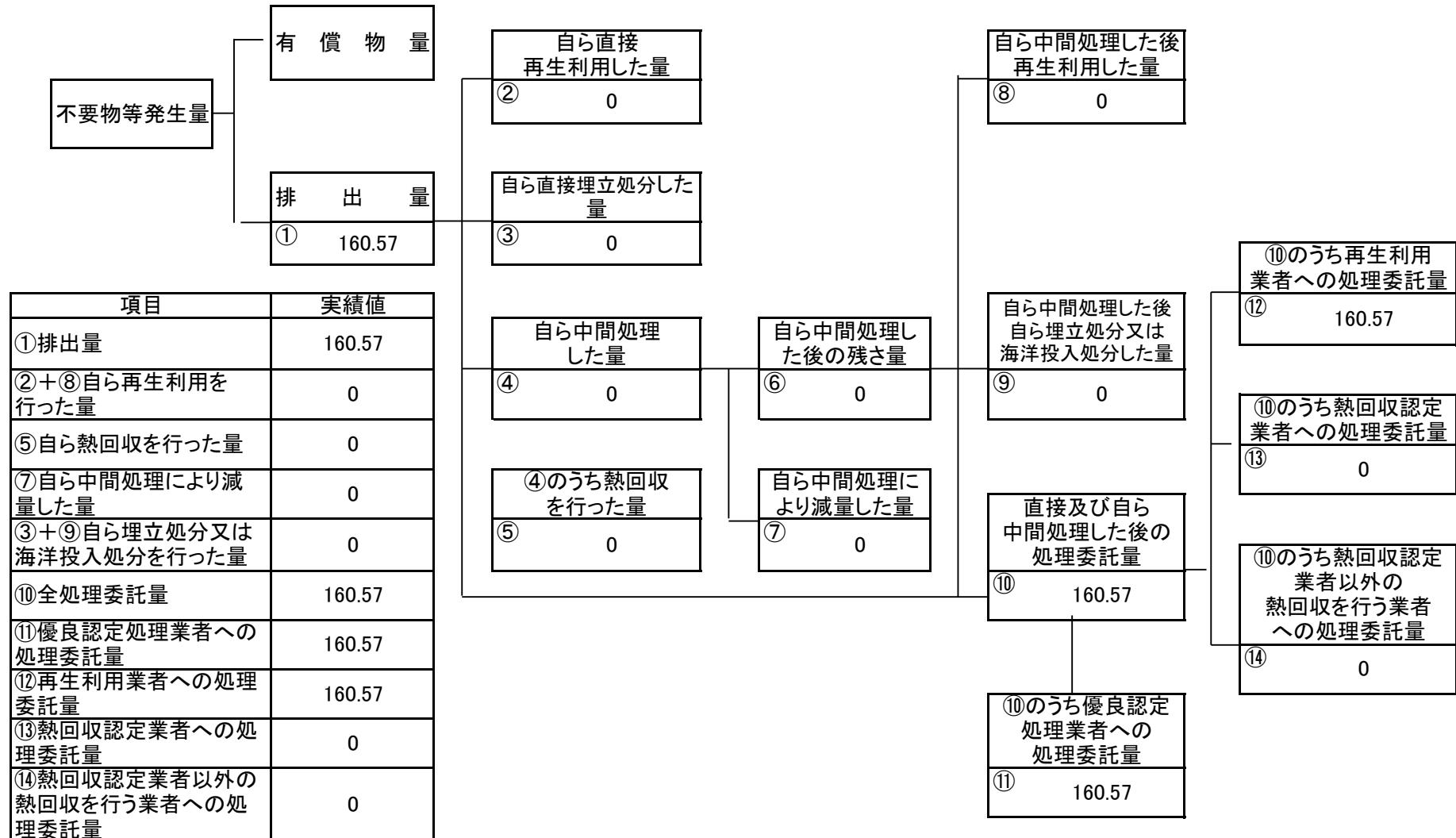


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)

)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 有害産業廃棄物)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。